

# 平成29年度 保育利用ガイド

【認可保育園・認定こども園（2号・3号認定子ども）等利用案内】

平成29年4月入園の【一次】申込期間は

平成28年11月7日（月）～11月24日（木）です。

（詳しくは本文をご覧ください）

※5月以降の利用を希望される場合は、利用希望月の前月15日が申込期限です。  
（15日が閉庁日の場合は、翌開庁日）

★このガイドには、認可保育園や認定こども園、地域型保育事業所（以下、保育施設等）のほか、保育を利用できる施設・事業の利用申込から利用後についての重要な事項を記載しています。  
利用申込されるときには必ずお読みいただくとともに、平成29年度中は保管しておいてください。

## このガイドに関するお問い合わせ先

〒700-8544  
岡山市北区大供一丁目1番1号（岡山市役所本庁舎9階）  
岡山市岡山っ子育て局

（保育施設等の保育利用申込の手続き、利用者支援事業について）  
就園管理課  
TEL 086-803-1431、1432  
FAX 086-803-1842  
E-mail shuuenkanri@city.okayama.jp

（延長保育・一時預かり・病児保育事業等について）  
保育・幼児教育課 育成支援係  
TEL 086-803-1228

（障害児保育について）  
保育・幼児教育課 指導係  
TEL 086-803-1227  
FAX 086-231-1572  
E-mail hoiku-y@city.okayama.jp

岡山市ホームページ  
<http://www.city.okayama.jp/>



「子ども・子育て支援新制度シンボルマーク」

---

【目 次】

---

1	保育利用をするためには	………… P. 1
2	利用できる保育施設等について	………… P. 1 – P. 2
3	認定申請・利用申込について	………… P. 2
	・ 認定申請・利用申込先	………… P. 2
	・ 認定申請・利用申込期間	………… P. 2 – P. 3
	・ 認定の要件	………… P. 3
	・ 利用区分の認定	………… P. 3
	・ 認定の期間	………… P. 4
	・ 施設利用決定までのスケジュール（予定）	………… P. 4 – P. 5
	・ 提出書類	………… P. 5 – P. 7
4	保育利用調整について	………… P. 8
5	現況届について	………… P. 8
6	保育施設等の利用・申込に際しての注意事項	………… P. 8 – P. 9
7	保育利用調整基準点数表（予定）	………… P. 10 – P. 11
8	保育施設等の利用者負担額について	………… P. 12 – P. 13
9	平成28年度利用者負担額表（参考）	…… P. 13
10	保育施設等の利用者負担額の納付について	………… P. 14
11	保育施設等の利用者負担額の軽減及び減免制度について	………… P. 14 – P. 15
12	障害児保育拠点園について	………… P. 15 – P. 16
13	広域利用について	………… P. 16
14	地域子ども・子育て支援事業について	………… P. 16 – P. 17
15	【記入例】認定申請・利用申込書	………… P. 18
16	【記入例】保育利用事由証明書	………… P. 19 – P. 20
17	【記入例】疾病負傷証明書・申立書	………… P. 21
18	保育施設等一覧	………… P. 22 – P. 25
19	認可外保育施設一覧	………… P. 26
20	岡山市保育施設等位置図	………… P. 27
21	就園管理課・福祉事務所・支所のお問い合わせ先・位置図	…… P. 28 – P. 29

# 1 保育利用をするためには

保育利用（認可保育園や認定こども園に入園、地域型保育事業の利用）をするためには、「保育の必要性」の事由に該当し、支給認定（2号・3号）を受けていただく必要があります。このため、保育施設等の利用申込に併せて、支給認定の申請が必要です。

## ○ 保育の必要性の事由

就労、妊娠・出産、疾病等、介護等、災害、求職中、就学等、虐待・DV、育児休業、その他（詳しくは、P.3をご覧ください）

## ○ 認定区分

	教育利用	保育利用 〔保護者が就労、疾病障害その他の理由で保育が必要な場合〕
満3歳以上	1号認定（教育標準時間認定） ◇幼稚園 ◇認定こども園	2号認定（保育標準時間認定・保育短時間認定） ◇認可保育園 ◇認定こども園
満3歳未満		3号認定（保育標準時間認定・保育短時間認定） ◇認可保育園 ◇認定こども園 ◇地域型保育事業（小規模保育事業所等）

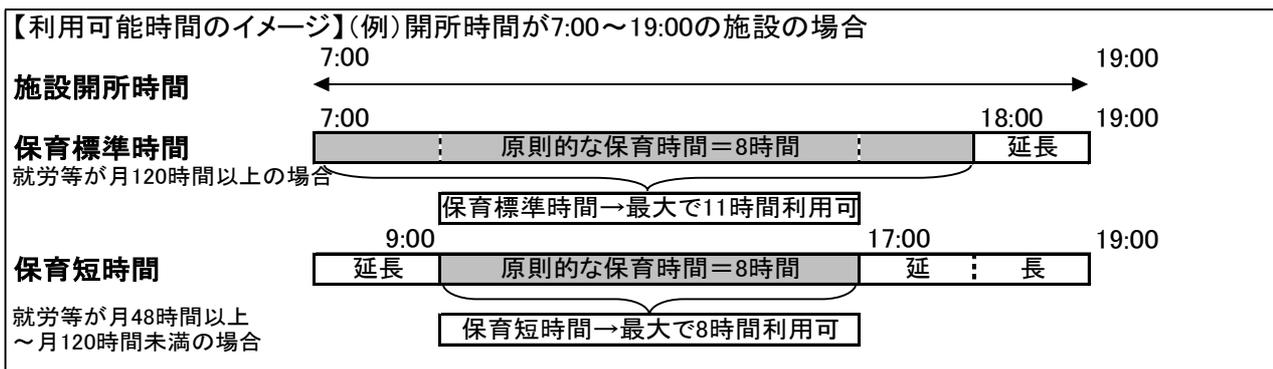
当ガイドに申込方法等の案内の記載はありません。詳しくは、教育利用ガイドをご覧くださいか、施設に直接お問い合わせください。

申込方法等は、当ガイドをご覧ください。

※ 岡山市の支給認定を受けなくても利用できる私立幼稚園や認可外保育施設への申込方法等については、希望する施設に直接お問い合わせください。

## ○ 保育必要量に応じた利用区分

2号認定・3号認定を受けた場合はさらに、就労時間等の状況により「保育標準時間」と「保育短時間」の利用区分に分けられ、それにより保育利用できる時間や利用者負担額が異なります。なお、「保育標準時間」の認定を受けた方が、「保育短時間」を選択することは可能です（P.3参照）。



※ 実際の施設開所時間、延長保育時間は施設により異なりますのであらかじめご了承ください。

※ 各施設の保育時間等は、「保育施設等一覧」(P.22～P.25)をご覧ください。

# 2 利用できる保育施設等について

## ○ 認可保育園（利用可能な施設は、「保育施設等一覧」(P.22～P.24)をご覧ください)

- ・ 認可保育園は、保護者が働いていたり、病気にかかっていたりするために、児童を家庭で保育できないとき、毎日一定の時間、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。
- ・ 休園日は原則として日曜・祝日・休日（以下、休日等）及び12月29日～1月3日です。詳しくは、施設にお問い合わせください。

- **認定こども園**（利用可能な施設は、「保育施設等一覧」（P.24）をご覧ください）
  - ・ 3歳以上児については、保護者の就労状況にかかわらず、就学前教育と保育を一緒に受けられます。0歳から保育を必要とする児童には、認可保育園と同じように、保護者に代わって保育を提供します。
  - ・ 休園日等は施設によって異なります。詳しくは、施設にお問い合わせください。
- **地域型保育事業**（利用可能な事業所は、「保育施設等一覧」（P.25）をご覧ください）
  - ・ 岡山市では小規模保育事業・事業所内保育事業があります。
  - ・ 認可保育園や認定こども園に比べて、小規模・少人数で保育が行われます。
  - ・ 休所日は原則として休日等及び12月29日～1月3日です。詳しくは、事業所にお問い合わせください。
  - ・ 原則として、満3歳未満の児童が利用することができます。満3歳になると連携施設等への転園の手続きが必要となります。
- **休日保育**（実施施設については、「保育施設等一覧」（P.22～P.25）をご覧ください）
  - ・ 保育施設等の中には、休日等に保育を行う休日保育を行っている施設があります。
  - ・ 実施施設以外に通う児童でも、2号認定・3号認定を受けていれば、利用可能な場合があります。詳しくは、実施施設にお問い合わせください。
- **地域子ども・子育て支援事業**（P.16～P.17をご覧ください）
  - ・ 利用者支援事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業は、支給認定を受けなくても利用できます。
  - ・ 事業内容や利用に関しては、実施施設にお問い合わせください。
- **認可外保育施設**（P.26をご覧ください）
  - ・ 個別の契約により、児童を保育する施設です。
  - ・ 支給認定は必要ありません。利用に関することは、直接施設にお問い合わせください。

### 3 認定申請・利用申込について

#### 認定申請・利用申込先

次の1、2のいずれかへ書類をご提出ください（提出書類については、P.5～P.7をご覧ください）。

#### 1 入園（保育利用）を希望する各認可保育園・認定こども園・地域型保育事業所

（受付時間：月～金（祝日・休日を除く） 9:00～17:00）

#### 2 就園管理課（岡山市役所本庁舎9階）、各福祉事務所・支所（灘崎、御津、建部、瀬戸）

（受付時間：月～金（祝日・休日を除く） 8:30～17:15）

各施設の所在地の確認は「保育施設等一覧」（P.22～P.25、P.27）を、就園管理課、各福祉事務所・支所の窓口はP.28～P.29をご覧ください。

#### 認定申請・利用申込期間

#### ○ 平成29年4月1日から、施設の利用を希望する場合

**平成28年11月7日（月）～11月24日（木）**

- ・ 土曜・日曜・祝日・休日は除きます。
- ・ 期間を過ぎても平成29年3月15日（水）まで随時受付しますが、一次利用調整（P.4参照）については、上記期間内に提出された方を優先して利用調整しますので、この期間内の認定申請・利用申込を忘れないようご注意ください。

- ・ 11月1日（火）から11月24日（木）の間、岡山市ホームページに平成29年4月入園の一次利用調整における各施設の受入見込み児童の情報を掲載する予定です。ただし、**あくまでも10月1日時点の在園児を基にした参考内容であり、今後の施設の受入体制の変化など施設の状況によっては、実際の受入見込みと異なる場合もあります**ので、その点をご理解のうえ、ご活用ください。

## ○ 年度途中（5月1日以降）から、施設の利用を希望する場合

- ・ 利用を希望する月の前月15日（15日が閉庁日の場合は、翌開庁日）の17:15（保育施設等は17:00）まで。

## ○ その他注意事項

- ・ 認定申請・利用申込を受け付けた後のスケジュール(予定)については、P.4～P.5をご覧ください。
- ・ 障害のある児童の保育利用を希望される方は、早めに各施設、保育・幼児教育課指導係又は就園管理課までご相談ください（P.15～P.16参照）。

## 認定の要件

利用希望月の1日時点で、次の1、2及び3の要件に該当する場合、申請により2号認定・3号認定となり、認可保育園・認定こども園、地域型保育事業所の利用申込が可能となります。

- 1 **保護者及び児童が岡山市に居住し住民登録をしていること。**
- 2 **次に掲げる「保育の必要性」のいずれかの事由に保護者が該当すること。**
  - (1)（就 労） 月48時間以上労働することを常態としている場合
  - (2)（妊娠・出産） 出産予定日の前6週（多胎の場合前14週）から産後8週の期間を含む月単位の期間にある場合
  - (3)（疾 病 等） 病気やけが、又は心身に障害がある場合
  - (4)（介 護 等） 同居の親族等を常時介護又は看護している場合
  - (5)（災 害） 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
  - (6)（求 職 中） 求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている場合
  - (7)（就 学 等） 就学や職業訓練のため、保育することができない場合
  - (8)（社会的養護） 児童虐待又はそのおそれがある場合、又はDVにより保育を行うことが困難と認められる場合
  - (9)（育児休業中） 育児休業期間中に保育施設等を引き続き利用することが必要な場合
  - (10)（そ の 他） 前各号に類する状態であると市長が認めた場合
- 3 （施設での保育において） **集団生活に支障のない乳幼児**であること。

## 利用区分の認定

上記「認定の要件」に該当し、2号認定・3号認定を受けた場合、就労時間等の状況により「保育標準時間（1日あたり最大11時間）」と「保育短時間（1日あたり最大8時間）」のいずれかに区分されます（区分決定の取扱いについては、P.10～P.11をご覧ください）。

「保育標準時間」の認定を受ける方が、「保育短時間」を選択することは可能です（※）。その場合、認定申請・利用申込書の該当項目へチェックをしてください（P.18【記入例】参照）。

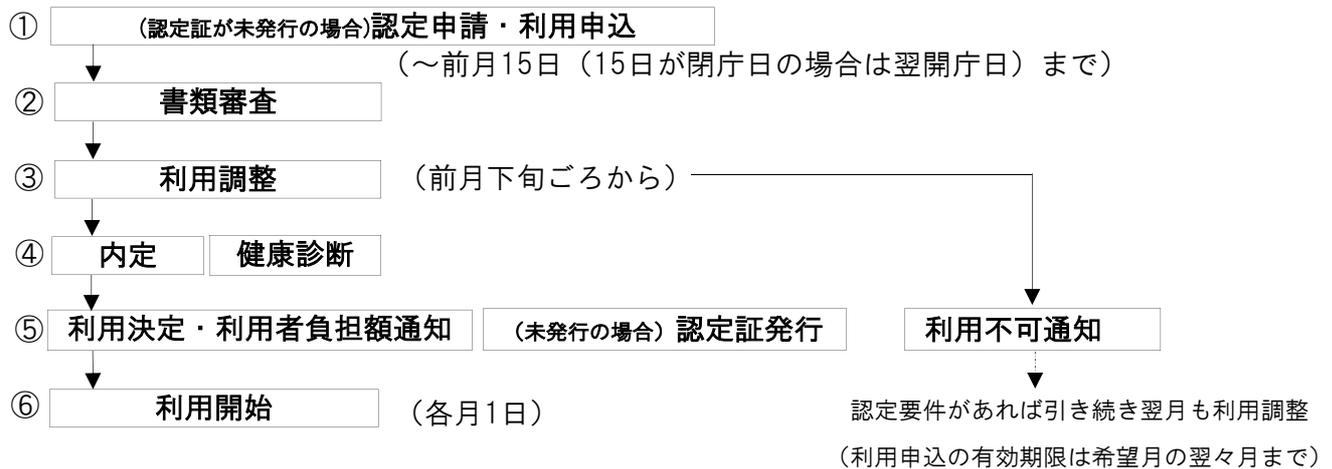
※ 利用できる最大の時間が短く設定されている分、「保育標準時間」より「保育短時間」の方が、利用者負担額は安くなりますが、各施設の定める「保育短時間」の設定時間外に保育利用する場合、原則的には超過した時間の「延長料金」が発生します。その場合、ご家庭にかかる負担は、「利用者負担額（短時間）」と「延長料金」の合計額となり、多くの場合「保育標準時間」の利用者負担額のみの場合より高くなります。このため、**各施設が定める8時間の設定時間外に保育利用することを想定している場合は、「保育短時間」の選択はしないことをお勧めします。**

**「保育短時間」の認定を受ける方が「保育標準時間」を選択することはできません。**ただし、「保育短時間」の認定では、各施設の定めた保育短時間を明らかに超えて利用せざるを得ないと認められる場合は、「保育標準時間」へ変更することができます。詳しくは就園管理課にお問い合わせください。



- ・ 一次利用調整で内定しなかった方には、利用不可の通知をお送りします。希望施設を変えるなどして二次利用調整を希望される方は、**2月6日（月）**までに必ず就園管理課、各福祉事務所・支所に「認定申請・利用申込事項変更届」（以下、変更届）を提出してください。内定者の辞退等があり、希望施設に空きが生じた場合を除き、**届出がなかった場合は、二次利用調整の対象になりません。**
- ・ 前頁のスケジュールはあくまで予定であり、実際と異なる場合があることをあらかじめご了承ください。
- ・ 障害児保育拠点園の利用を希望される方は、P.15～P.16もご覧ください。

○ **年度途中（5月以降）から、施設の利用を希望する場合**



**提出書類**

次の1～2に加えて、3～4のうちの必要な書類をご提出ください。

**1 「支給認定申請書兼保育利用申込書」（2号・3号認定用）（以下、利用申込書）**

- 保育利用のための支給認定の申請書兼施設の利用のための申込書です。
- ・ 様式や記載例については、P.18をご覧ください。
- ・ 利用申込書は、希望する児童につき1枚ご提出ください（1人の児童について2枚以上の提出はできません）。
- ・ 保育利用の支給認定に必要な審査を行うための同意事項、利用者負担額（保育料等）決定に必要な市町村民税資料を照会するための同意事項、保護者のうち一人が利用者負担額の納付義務者となることに関する同意事項等に同意がない場合、保育利用に必要な認定ができません（施設利用ができません）ので、あらかじめ主旨をご理解のうえ、申請者（保護者）欄に署名、捺印してください。

**2 「保育利用事由証明書」「疾病負傷証明書」「申立書」その他必要となる書類**

- 「保育の必要性」の事由を認定するための書類です。
- ・ 様式や記載例については、P.19～P.21をご覧ください。
- ・ 「保育の必要性」の事由により、提出いただく書類の内容が異なりますので、次に掲げる表を参考に、必要な書類をご準備ください。
- ・ 兄弟姉妹で認定申請・利用申込を行う場合は、兄・姉の方へ添付してください。
- ・ 各種様式は、岡山市ホームページにも掲載していますので、必要な方はダウンロードしてご使用ください（必ずA4用紙に印刷してご利用ください）。

区分	類型	事由	保育利用事由証明書 記入欄	その他必要書類	注意事項
1	居宅外労働	外勤 居宅外 自営	「1 勤めに出ている人」	※自営の方（商業・農業等）については、帳簿・納品書・領収書・開業の届出書・作付面積が分かる書類等の写しなど、自営の確認ができる資料。	帳簿・納品書・領収書・開業の届出書・作付面積が分かる書類等は、自営の確認ができる最新のものを願います。
	居宅内労働	居宅内 自営業 農業	「2 自営業、農業、就学、その他の人」		
		内職	「3 内職をしている人」		

区分	類型	事由	保育利用事由証明書 記入欄	その他必要書類	注意事項
2	妊娠・出産		「4 出産・病気・障害・介護（看護）の人」	親子手帳（母子健康手帳）の保護者と分娩予定日の分かるページの写し	
3	疾病負傷障害	疾病負傷障害		疾病負傷証明書（所定の様式） 障害者手帳等の写し	
4	同居親族等の介護又は看護			民生委員の確認書、介護や看護が必要な状況が分かるもの（介護保険証、障害者手帳、医師の診断書等の写し）	
5	災害			り災証明書、被災証明書等の写し	
6	求職中			申立書、ハローワークの登録証等の写し	採用されたことを証明する保育利用事由証明書の提出があれば、区分1に事由を変更し、認定期間を延長します。
7	就学等		「2 自営業、農業、就学、その他の人」	在学証明書、時間割等の写し	申告書欄は申告される保護者本人が記入してください。
8	社会的養護			公的機関の証明書	
9	育児休業中	育児休業期間中に保育施設等を引き続き利用することが必要な場合（※1）	「1 勤めに出ている人」（育児休業取得（見込）期間について証明されたもの）		
10	その他	育児休業復帰予定	「1 勤めに出ている人」（育児休業取得（見込）期間について証明されたもの）		復帰後の日付で証明された保育利用事由証明書の提出があれば区分1に事由を変更し、認定期間を延長します。
		採用（起業、就学）予定	採用予定の場合 「1 勤めに出ている人」 起業、就学予定の場合 「2 自営業、農業、就学、その他の人」	（起業予定の場合） 事業用に購入した物品・機材等の領収書、店舗予定地の賃貸借契約書等の写し  （就学予定の場合） 合格通知、時間割等の写し	勤務していることなどを証明する書類の提出があれば区分1や7に事由を変更し、認定期間を延長します。 （勤務：保育利用事由証明書、起業：帳簿・納品書・領収書等の写し、就学：在学証明書・時間割等の写し）
		別居の親族等の介護又は看護	「4 出産・病気・障害・介護（看護）の人」	民生委員の確認書、介護や看護が必要な状況が分かるもの（介護保険証、障害者手帳、医師の診断書等の写し）	
		不存在		住民票の写し、民生委員の確認書等	
		育児休業取得前に既に保育施設等を利用しており、次年度に小学校への就学を控えている年度中に職場復帰する場合（※2）	「1 勤めに出ている人」（育児休業取得（見込）期間について証明されたもの）		
		前各号に掲げるもののほか、市長が特別に認める場合	就園管理課へご相談ください		

※1（区分9）保護者が育児休業を取得し、児童が保育施設等をすでに利用している場合、次年度に小学校への就学を控えている、又は育児休業に係る児童が満1歳になる月の末日までについてのみ対象となります。

※2（区分10）保護者が育児休業中であっても、当該年度中の保護者の職場復帰を前提として、次年度に小学校への就学を控えている児童（育休取得前に保育施設等を利用していた児童に限る）について、4月から保育利用事由を認定します。

### 3 利用者負担額決定のために必要な書類

- 利用者負担額の決定のためには保護者の市町村民税額が必要です。不明な場合は最も高い負担額で仮決定することになりますので、下表に掲げる該当の日において、岡山市に住民票が無かった方については、適正な利用者負担額決定のために、区分に応じた添付書類をご提出ください。

#### 【提出が必要な方】

区 分	添 付 書 類 名
平成28年1月1日現在岡山市以外に住所があった人	平成28年度市町村民税の課税証明書 ※非課税の場合も必要です (平成28年1月1日現在の住所地から取り寄せてください)
平成29年1月1日現在岡山市以外に住所がある(あった)人	平成29年度市町村民税の課税証明書 ※非課税の場合も必要です (平成29年1月1日現在の住所地から取り寄せてください) (平成29年6月中旬以降の発行となります)

- ※ 「年度」について間違いが無いよう、よくご確認ください。
- ※ 同居・別居に関わらず、祖父母等、生計を一にしていると判断される方の税資料を照会、又は税資料の提出をお願いする場合があります(P.12参照)。
- ※ 上記表に掲げる該当の日において日本国外に居住していたため、日本における市町村民税が課税されていない方は、所得等に関する書類をご提出ください。
- ※ 上記添付書類は、施設利用内定後の提出でも構いません。ただし、提出がない場合は児童の年齢区分の中で、最も高い負担額で仮決定します。

### 4 その他必要書類

- 平成29年度末で65歳未満(昭和28年4月2日以降に生まれた方)の祖父母が同一住所に居住(世帯分離している場合も含む)している場合、保護者の認定の事由そのものには影響ありませんが、優先利用の調整点数(P.11参照)の適用を検討するために、祖父母の就労等の状況を確認させていただきます。この際、P.5~P.6に記載の表の区分による必要書類に準じて、祖父母についても証明書等をご提出ください。
- 同一生計の子どもがいて、就学や療育等の理由により市外へ居住(別居)している場合は、利用者負担額の決定のため(P.12参照)、別世帯の子どもの健康保険証の写し、又は住民票の写し(戸籍筆頭者の記載があるもの)と仕送り実態が分かるもの(通帳の写し等)をご提出ください。
- ひとり親世帯(事実婚を除く)の優先利用の調整点数を適用するためには、児童扶養手当証書の写しやひとり親医療受給者証の写し等、ひとり親であることが分かる書類の提出が必要となります。  
なお、ひとり親世帯と認められた世帯のうち、世帯の市町村民税額の所得割額が77,101円未満の場合は、利用者負担額の軽減を受けることができますので、前述の書類に加え、所定の軽減申出書をご提出ください(P.12・14参照)。
- 在宅障害児(者)のいる世帯についても、世帯の市町村民税額の所得割額が77,101円未満の場合は、利用者負担額の軽減を受けることができますので、障害者手帳等の写しと軽減申出書をご提出ください(P.12・14参照)。
- 保育士資格をお持ちで、岡山市内の保育施設等に就労中または就労(復職)予定の方について、優先利用の調整点数を適用するためには、保育士証の写しの提出が必要となります。
- 障害のある児童の利用を希望される方について、優先利用の調整点数を適用するためには、療育手帳や診断書等の写しの提出が必要となります。また、利用申込に当たっては、P.15~P.16もご覧ください。
- 障害児保育拠点園の利用を希望される方は、所定の心身状況表(A・B)に加え、診断書の写し又は心理判定結果送付同意書の提出が必要となります(P.15参照)。また、利用申込に当たっては、P.15~P.16もご覧ください。

## 4 保育利用調整について

- 利用申込書等の審査
  - ・ 新規に利用申込があった児童について、利用申込書や添付書類に基づき、保育が必要な状態等の審査（必要に応じて実地調査）を行います。
- 保育利用調整について
  - ・ 保育利用事由証明書等、「保育の必要性」の事由を認定するための書類（P.5～P.6参照）が**未提出の場合は、審査ができないので必ずご提出ください。**
  - ・ 保育利用事由証明書の記載に**不備がある場合も審査ができない**ので、記入もれ等が無いが、よくご確認ください。また、訂正は原則として認められません。どうしても必要な場合は、証明者の証明印でご訂正ください（**修正液等や証明者以外の印による訂正は、無効です**）。
  - ・ 定員を超える利用申込があった場合は、「保育の必要性」の事由と優先利用の内容を点数化し、第一希望の保育施設等から入園等の利用調整を行います（P.10～P.11参照）。
  - ・ 申込の状況によっては、希望する保育施設等を利用できない場合があります。
  - ・ 利用調整の結果、兄弟姉妹で申し込まれた場合に、全員が同じ保育施設等を利用できないことがあります。
  - ・ 家庭での保育が必要な状態及び入園前の健康診断の結果により、集団生活が可能と思われる児童に利用の決定を行います。

## 5 現況届について

平成27年4月から保育施設等を利用している方に年1回の現況届の提出を求めています。この現況届は、世帯の状況や保護者が「保育の必要性」の事由に引き続き該当しているかどうかを確認するために必要となります。

**現況届の提出がない場合、引き続き保育施設等の利用ができなくなります**ので、市から案内があったときは、**指定された期限内に必ず提出してください。**

※ 現況届と兼ねて次年度の利用継続希望の有無も確認します。引き続き認定の要件に該当すると確認でき、現在利用中の施設を次年度も利用希望される場合は、原則として次年度も継続して施設を利用することが可能です。ただし、現況届を提出しても、**次年度から現在利用中の保育施設等以外を希望される場合は、次年度からの転園となるため、次年度の利用申込が新たに必要となります（P.2～P.5参照）。その場合、現在利用中の保育施設等は平成29年3月31日をもって退園となりますのでご注意ください。**

※ 地域型保育事業を利用中の方で、今年度中に満3歳になられた（る）方は、継続して事業所を利用することが原則できませんので、連携施設等への転園手続きが必要となります。現況届に併せて保育施設等転園申込書をご提出ください（特別の事情があって、今年度末まで施設の利用の継続を希望する場合は、就園管理課へご相談ください）。

## 6 保育施設等の利用・申込に際しての注意事項

- ・ 保育施設等の利用申込にあたっては、**希望される保育施設等の保育方針等について、事前に見学する等よくご確認ください。**
- ・ 希望する保育施設等によって、利用を開始できる月齢等が異なるため「保育施設等一覧」（P.22～P.25参照）をご確認の上お申し込みください。
- ・ 保育利用の決定は月単位(暦月)で行います。月の途中での利用開始は原則としてありません。
- ・ 初めて施設を利用される場合、保育必要量の区分にかかわらず、「ならし保育」のため、早めのお迎えをお願いすることが一般的です。「ならし保育」の期間やお迎えの時間については、事前に保育施設等とよくご相談ください。
- ・ 「ならし保育」は施設利用開始後となるため、利用時間や期間にかかわらず1か月分の利用者負担額が必要となります（施設利用開始前に「ならし保育」はできません）。

- ・ 年度途中で利用施設を変えること（転園）は、転居や転職等の理由により通うことが著しく困難な場合を除き、原則として認められません。
- ・ 不正又は偽りの行為により認定申請や利用申請をした場合は、認定を取り消し、保育施設等の利用を中止（退園）していただく場合があります。
- ・ 保育施設等の利用が決定された後、利用が可能となった月の15日までに通園が無い場合、又は保育施設等や就園管理課へ連絡が無い場合は、利用の決定を取り消す場合があります。
- ・ **利用申込の有効期間は、利用希望月の翌々月末までです。** 翌々月も利用不可となった場合に、それ以降も引き続き申込を希望される方は、**有効期間の満了する月の15日（15日が閉庁日の場合は翌開庁日）までに、変更届にて申込の延長を届け出てください。**
- ・ 利用申込後に希望施設を変更する場合は、変更を希望する月の前月15日（15日が閉庁日の場合は翌開庁日）までに変更届をご提出ください。
- ・ 地域型保育事業は保育の特性から満3歳未満の児童が利用できる事業となっており、**満3歳到達時には認可保育園や認定こども園へ転園申込みをする必要があります。市から案内がありましたら、指定された期限内に手続きをしてください。** 連携施設のある場合で、連携施設への転園を希望される場合は通常の申込みの方とは異なり、優先的な利用調整となります。また、申込先の施設に空きがない等で転園できない場合は、特例として満3歳となった年度の年度末までは利用を継続することが可能です。なお、特別の事情があつて施設の利用継続を希望する場合は、就園管理課へご相談ください。
- ・ 現況届又は利用申込書提出後（利用開始後を含む）に記載内容の変更があつた場合、就園管理課、各福祉事務所・支所又は保育施設等に変更届及び必要な証明書類をすみやかにご提出ください。

区 分	提出書類
住所・氏名・世帯構成等の変更があつたとき	変更届 ※1
年度途中で仕事を辞めた場合で、 求職のため施設の利用を継続したいとき ※2	変更届、申立書
施設の利用を開始後、年度途中に出産する場合 ※2※3	変更届、保育利用事由証明書(4欄) と親子手帳(保護者と分娩予定日の 分かるページ)の写し
就労の状況が変わつたとき(転職、勤務時間の変更等) ※4	変更届、勤務先の証明を得た 新しい保育利用事由証明書
年度途中で施設の利用を中止(退園)するとき ※5※6※7※8	退園等届出書(以下、退園届)

- ※1 結婚により父又は母が世帯員に加わる場合は、その方の保育利用事由証明書等も必要です。
- ※2 申込理由が変わるため、当初認定された保育利用の認定期間が変更になります。また、内容によっては保育短時間の認定となる場合があります。なお、求職中と認定され保育施設等を利用中の方が認定期間終了後、引き続き求職中で認定を受けて利用を継続することは原則できません。
- ※3 育児休業に係る児童が満1歳になる月の末日を超えて育休を取得するが、特別の事情があつて施設の利用の継続を希望する場合は、就園管理課へご相談ください。
- ※4 変更となった勤務時間によっては、利用区分(P.3参照)が変更する場合があります。
- ※5 退園届は、日付をさかのぼつての受理はできません。退園の当月20日を提出期限として早めにご提出ください。
- ※6 退園した後も保育利用の認定期間が継続する場合がありますが、再度保育施設等の利用を希望する際は、改めて申請・申込が必要です。これにより認定が変更される場合があります。
- ※7 育児休業取得により退園された方に限り、一時預かりで引き続き利用可能な施設があります。利用希望の方は、直接、当該施設にお問い合わせください(「保育施設等一覧」(P.22~P.25参照)で一時預かり欄に○が付いていない施設でも、育児休業中に限り受け入れが可能な場合があります)。
- ※8 退園が市外住所への転居を伴う場合は、認定証も併せて返却してください。

## 7 保育利用調整基準点数表（予定）

○「保育の必要性」の事由の区分による点数表（基礎点数表）

区分	類型	保護者の状況 細目		基準 指数	
1	居宅外 労働	外勤 居宅外 自営	月140時間以上の勤務を常態としている場合		10
			月120時間以上の勤務を常態としている場合		9
			月100時間以上の勤務を常態としている場合		6
			月80時間以上の勤務を常態としている場合		5
			月48時間以上の勤務を常態としている場合		4
	居宅内 労働	居宅内 自営 農業	月140時間以上の就労を常態としている場合		9
			月120時間以上の就労を常態としている場合		8
			月100時間以上の就労を常態としている場合		5
			月80時間以上の就労を常態としている場合		4
			月48時間以上の就労を常態としている場合		3
内職		月120時間以上の就労を常態としている場合		5	
	月60時間以上の就労を常態としている場合		3		
	月48時間以上の就労を常態としている場合		2		
2	妊娠・出産	出産予定日の前6週（多胎の場合前14週）から産後8週の期間を含む月単位の期間にある場合		8	
3	疾病 負傷	1か月以上の入院もしくは入院見込み、常時臥床の場合		10	
		居宅内療養 （1か月以上）	安静を要すると診断された場合又は、日常生活に支障があり、家庭での保育が困難な場合	8	
			週3日程度の通院加療等が必要な場合	4	
	障害	「身体障害者手帳1～2級所持」、「聴覚障害者2～3級所持」、「精神障害者保健福祉手帳1級所持」、「療育手帳A所持」、「介護保険の要介護度が3～5」のいずれかに該当する場合		10	
		「身体障害者手帳3級所持」、「聴覚障害者4級所持」、「精神障害者保健福祉手帳2級所持」、「療育手帳B所持」、「介護保険の要介護度が1～2」のいずれかに該当する場合		6	
		「身体障害者手帳4～6級所持」、「精神障害者保健福祉手帳3級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」のいずれかに該当する場合		3	
4	同居親族等の 介護又は看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している場合		区分1を準用	
5	災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合		10	
6	求職中	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合		1	
7	就学等	就学	就学のため、保育することができない場合	区分1を準用	
		職業訓練	職業訓練を受けるため、保育することができない場合	区分1を準用	
8	社会的養護	児童虐待又はそのおそれのある場合		10	
		DVにより保育を行うことが困難であると認められる場合		5	
9	育児休業中	育児休業期間中に保育施設等を引き続き利用することが必要と認められる場合 ※		10	
10	その他	育児休業復帰予定	育休復帰予定月の前月から3か月以内である場合	区分1を準用	
		採用（起業、就学）予定	採用（起業、就学）予定月の前月から3か月以内である場合	区分1から1点減じたものを準用	
		別居の親族等の介護又は看護	別居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している場合で、区分4と同等であると認められる場合	区分1を準用	
		不存在	死亡、離婚、行方不明、拘禁等	10	
		育児休業取得前に既に保育施設等を利用しており、次年度に小学校への就学を控えている年度中に職場復帰する場合		復帰時の状況により区分1を準用	
		前各号に掲げるもののほか、市長が特別に認める場合			

※ 既に保育施設等を利用している児童が、次年度に小学校への就学を控える場合、又は育児休業に係る児童が満1歳になる月の末日までの場合

- ・ 区分1については、法定の休憩時間を除いた所定労働時間により判断します。
- ・ 区分10のうち「不存在」は、離婚等によりひとり親であることを認定した場合に点数付与するために設けた項目であり、「保育の必要性」の事由ではありません。

### 保育必要量による利用区分の認定について

- ① 基礎点数表の網掛けの部分に区分された場合、保育必要量が「保育標準時間」となり、最大で11時間の利用となりますが、区分1で網掛けが無い区分は、保育必要量が「保育短時間」となり、最大で8時間の利用となります。  
※区分4・7・10は、原則として区分1に準じた内容によりいずれかに区分されます。
- ② ただし経過措置として、平成27年3月時点で認可保育園（就実こども園も含む）に入園しており、継続して利用している児童については、①により「保育短時間」となる場合でも「保育標準時間」で認定します。また、前述の児童の弟又は妹が入園した場合、弟又は妹も同じ扱いとなりますが、前述の児童が卒園（退園した場合も含む）した翌月からは、経過措置は適用されませんのでご注意ください。  
※「保育短時間」を選択することも可能ですが、P.3「利用区分の認定」の注意書きをよく確認して、選択してください。

### ○「優先利用」の区分による点数表（調整点数表）

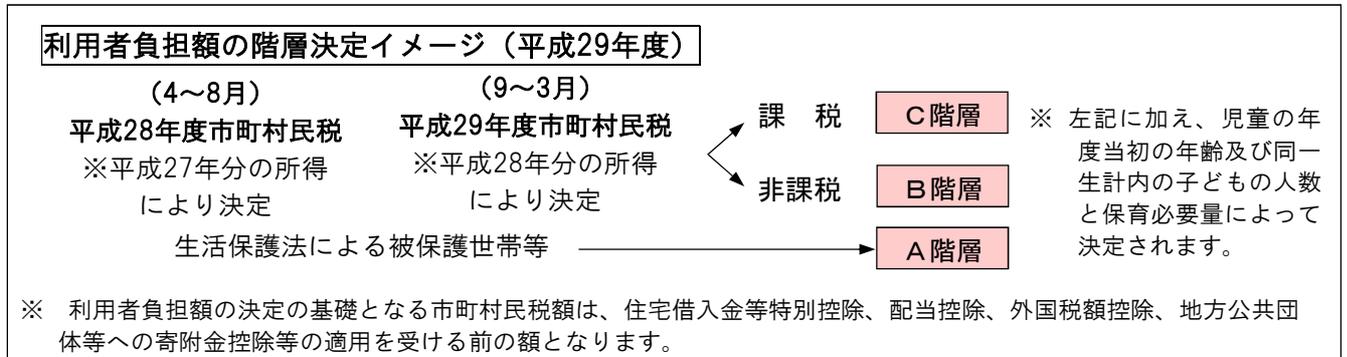
区分	類型	状況	点数
A	ひとり親世帯	児童が母又は父のみに養育されている場合	3
B	生活保護	経済的自立のため緊急に就労を要する場合	1
C	失業	生計中心者が利用希望日の前1年以内に離職しており、就労の必要性が高い場合	2
D	社会的養護	児童虐待又はそのおそれのある場合	10
		DVIにより保育を行うことが困難であると認められる場合	3
		その他社会的養護が必要であると認められる場合	1
E	障害	障害児保育拠点園の利用を希望する3歳以上児について、保育観察を受けた結果、障害児保育拠点園の利用がより適切であると判断された場合	5
		保育施設等の利用を希望する児童が障害を有する場合	1
F	育児休業明け	保護者が育児休業（産前産後休暇後すぐに復帰する場合を含む）から復帰するため、児童が同じ保育施設等を再び利用することを希望する場合 ※	10
		上記以外の場合（産前産後休暇後すぐに復帰する場合を含む）	1
G	兄弟姉妹	兄弟姉妹が同一の保育施設等の利用を希望する場合	1
H	地域型保育事業 利用終了児	連携施設がない地域型保育事業を利用しており、年齢到達により認可保育園又は認定こども園の利用を希望する場合	5
		連携施設がある地域型保育事業を利用しており、年齢到達により連携施設以外の認可保育園又は認定こども園の利用を希望する場合	2
I	乳児園卒園児	乳児保育園に以前在籍しており、年齢到達により退園となった児童が再び同じ園を希望する場合	5
J	同居の祖父母	65歳未満の同居祖父母で基礎点数表の区分1～5、7～10に該当しない場合	各-3
K	継続児童	利用調整の対象児童のうち、現在利用している保育施設等を継続して希望する場合	5
L	保育士等	保育士資格を持つ保護者が、保育に従事するために市内の保育施設等に就労中又は就労（復職）予定の場合	5

※ 育児休業にかかる児童が、兄又は姉と同じ保育施設等を利用することを希望する場合を含む。また、兄又は姉が区分9に該当するため継続利用しており、育児休業にかかる児童が区分10（育休復帰予定）で利用申込する場合も含む。

- ・ 調整点数表において、同時に複数該当する場合は、該当するもの全てを加(減)算したものを世帯の調整点数とします。また、1つの区分において同時に複数該当する場合は、該当するもののうち最も点数の高いものを加算します。
- ・ 連携施設がある地域型保育事業を利用しており、年齢到達により連携施設への転園を希望される場合は通常の申込みの方とは異なり、優先的な利用調整となります。

## 8 保育施設等の利用者負担額について（平成28年11月現在）

平成29年度の保育施設等の利用者負担額は、世帯の市町村民税額（均等割及び所得割）と児童の年度当初の年齢及び同一生計内の子ども的人数並びに利用区分（保育必要量）によって決定されます。また、平成29年4月～8月分は平成28年度市町村民税額、平成29年9月～平成30年3月分は平成29年度市町村民税額が利用者負担額の決定の基礎となります。年度の途中で年齢が変わっても、課税状況等に変更がなければ、その年度中の利用者負担額は変わりません。



- 同一世帯において、就学前の児童が2人以上同時に利用する場合、第2子の利用者負担額は次項の利用者負担額表の（ ）内の金額となり、第3子以降は無料となります（P.14～P.15参照）。ただし、同一生計の子どもが2人以上いる世帯で世帯の市町村民税所得割額が下表に該当する場合、子どもの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数え、保育利用している子どもが世帯の中で第2子に当たる場合は、利用者負担額表の（ ）内の金額となり、第3子以降は無料となります。

世帯の市町村民税所得割額	利用者負担額
57,700円未満 〔ひとり親世帯等（※）の場合、77,101円未満〕	第2子半額、第3子以降無料 ひとり親世帯等の場合、 第1子半額、第2子以降無料

※ ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯（事実婚を除く）、在宅障害児（者）等（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金の受給者）のいる世帯です。

- さらに、世帯の市町村民税所得割額が57,700円以上であっても、同一生計の子どもが3人以上いる世帯で子どもの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数えたときに、保育利用している児童が3歳未満児（平成29年3月31日時点の満年齢）でかつ第3子以降に当たる場合は、利用者負担額表の額（（ ）内の額も含む）からさらに半額となります。
- 祖父母やその他の児童の扶養義務者が同一住所に居住（世帯分離している場合も含む）しており、生計の主宰者であると考えられる場合（保護者の収入（所得）が税の扶養の範囲内程度の額で、かつ祖父母等に一定以上の所得がある場合など）は、その方の市町村民税額を合算して階層決定する場合があります。その場合、祖父母等の税資料等についても調査させていただきますので、あらかじめご承知ください。
- 別居の祖父母等であっても、祖父母等が児童又は保護者を税法上の扶養や健康保険上の扶養に入れている場合、その方を生計の主宰者として推定し、市町村民税額を合算して階層決定します。その場合、祖父母等の税資料等についても調査させていただきますので、あらかじめご承知ください。
- 保護者が前々年又は前年に日本国外に居住していたため、日本国内において市町村民税が課税されていない場合は、その方の所得等に関する資料をご提出ください。
- 税額調査を行い、税額の変更が判明した場合、利用者負担額が変更になることがあります。なお、平成28年度と平成29年度の市町村民税が他市町村で賦課されており、提出済みの課税証明書の税額に変更があった場合は、変更後の税額が記載された課税証明書をご提出ください。
- 市内の市立・私立保育施設等に利用者負担額の差はありません。ただし、**「保育標準時間」認定の方と「保育短時間」認定の方では利用者負担額が異なります**ので、ご注意ください。

- ・ 私立認定こども園や地域型保育事業所の利用者負担額は、各施設・事業所が徴収します。また、その他入園料等、各施設・事業所で徴収する場合がありますので、必ず事前に各施設・事業所にお問い合わせください。
- ・ 市内の市立保育施設等において延長保育を利用する場合、料金の差はありませんが、私立保育施設等の場合、施設等により異なりますので、各施設等にお問い合わせください。また、延長保育料とは、保育施設等において設定された「保育標準時間」、「保育短時間」以外の利用に対する料金を指すため（P. 1参照）、「保育標準時間」認定の方と「保育短時間」認定の方では、同じ時間を利用してもご負担いただく料金が異なりますので、ご注意ください。
- ・ 利用者負担額や延長保育料の他に、保護者会費等の諸経費が別途必要になる場合がありますので、諸経費の詳細は保育施設等にご確認ください。

## 9 平成28年度利用者負担額表（参考）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額 単位：円／月						
		保育標準時間			保育短時間			
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（同法第11条第2項の単給の場合を含む。）の属する世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	
B階層	市町村民税非課税世帯	6,300 (3,150)	4,700 (2,350)	4,700 (2,350)	6,300 (3,150)	4,700 (2,350)	4,700 (2,350)	
C階層	A階層の額を除き、当該年度分（4月から8月まで）にあつては、前年度分の市町村	1 均等割の額のみ	13,500 (6,750)	11,100 (5,550)	11,100 (5,550)	13,200 (6,600)	10,900 (5,450)	10,900 (5,450)
		2 所得割の額が 10,800円未満	15,700 (7,850)	13,100 (6,550)	13,100 (6,550)	15,400 (7,700)	12,800 (6,400)	12,800 (6,400)
		3 10,800円以上 48,600円未満	17,900 (8,950)	15,700 (7,850)	15,700 (7,850)	17,500 (8,750)	15,400 (7,700)	15,400 (7,700)
		4 48,600円以上 65,000円未満	19,400 (9,700)	16,300 (8,150)	16,300 (8,150)	19,000 (9,500)	16,000 (8,000)	16,000 (8,000)
		5 65,000円以上 81,000円未満	24,700 (12,350)	21,600 (10,800)	21,600 (10,800)	24,200 (12,100)	21,200 (10,600)	21,200 (10,600)
		6 81,000円以上 97,000円未満	30,000 (15,000)	27,000 (13,500)	27,000 (13,500)	29,400 (14,700)	26,500 (13,250)	26,500 (13,250)
		7 97,000円以上 121,000円未満	31,500 (15,750)	28,800 (14,400)	28,200 (14,100)	30,900 (15,450)	28,300 (14,150)	27,700 (13,850)
		8 121,000円以上 145,000円未満	37,300 (18,650)	31,300 (15,650)	28,200 (14,100)	36,600 (18,300)	30,700 (15,350)	27,700 (13,850)
		9 145,000円以上 169,000円未満	43,100 (21,550)	33,800 (16,900)	28,200 (14,100)	42,300 (21,150)	33,200 (16,600)	27,700 (13,850)
		10 169,000円以上 301,000円未満	45,700 (22,850)	35,900 (17,950)	29,900 (14,950)	44,900 (22,450)	35,200 (17,600)	29,300 (14,650)
		11 301,000円以上 397,000円未満	48,000 (24,000)	37,500 (18,750)	31,200 (15,600)	47,100 (23,550)	36,800 (18,400)	30,600 (15,300)
		12 397,000円以上	55,700 (27,850)	37,500 (18,750)	31,200 (15,600)	54,700 (27,350)	36,800 (18,400)	30,600 (15,300)

（）内は第2子等で半額になる場合の金額です。

## 10 保育施設等の利用者負担額の納付について

保育施設等は、国・岡山県・岡山市の負担(税金)と保護者の皆様の負担(利用者負担額)により運営されます。より良い保育のために、利用者負担額の適正な納付にご協力をお願いします。

- 認可保育園、市立認定こども園
  - ・ 利用者負担額の納付方法は、原則として口座振替です。入園月の中旬ごろに、納付書と併せて口座振替納付依頼書を利用施設を通じてお渡ししますので、口座振替納付依頼書に必要事項を記入して、口座のある金融機関にお申し込みください。口座の登録が完了したら、振替の開始月を別途、お知らせしますのでご確認ください。
  - ・ 口座振替は、毎月末日(ただし、12月は25日、金融機関が休業日の場合は翌営業日)に当月分を振替いたします。
  - ・ 残高不足等で振替ができなかった場合、再振替はできませんのでご注意ください。
  - ・ 納付義務者を変更した場合又は認可保育園から市立認定こども園に転園した場合(反対も同様)は、継続して口座振替ができませんので、新たにお申し込みが必要となります。
  - ・ 口座の登録が完了するまでの間、もしくは口座振替ができない事情がある場合は、納付書により利用者負担額を納めてください。納期限は口座振替の場合と同じですので、**必ず納期限を守っていただきますようお願いいたします。**なお、納期限を過ぎても納付が確認できない場合は、督促状を送付することがあります。
  - ・ 施設の利用開始後は、登園の有無にかかわらず、利用者負担額は全額納付していただきます。利用期間は月単位(1日から同月末日)となりますので、退園される予定がある場合は、退園の当月20日を提出期限として早めに退園届をご提出ください。日付をさかのぼっての退園届の受理はできません(P.9参照)。退園届の提出が遅れた場合、その月までの利用者負担額を納付していただきます(日割りは行いません)。
  - ・ 年度途中に何らかの理由で利用者負担額の賦課額を年度当初までさかのぼって変更した場合、変更により納付額が不足する場合は一括して追加徴収し、過納の場合は充当もしくは還付します。口座振替をご利用の場合、利用者負担額変更後に納付額が不足した場合には、一度に追加徴収分を引き落としますので、ご注意ください。なお、納付書で納められている方は、不足分の納付書を施設を通じてお渡しします。
- 私立認定こども園・地域型保育事業所
  - ・ 利用者負担額は、各施設・事業所が直接徴収します。それぞれのルールに従い、納期限に遅れないように納付してください。
- その他注意事項
  - ・ 利用者負担額を滞納した場合は、滞納処分(財産の差し押え等)される場合があります。

## 11 保育施設等の利用者負担額の軽減及び減免制度について

平成29年度の保育施設等の利用者負担額の軽減及び減免制度については、下記の1~3のとおりです。なお、軽減及び減免適用にあたっては**毎年度届出又は申請が必要であり、年度をさかのぼっての適用はできません。**詳しい内容については、就園管理課にお問い合わせください。

### 1 ひとり親家庭等のB階層世帯等の利用者負担額の軽減制度

利用者負担額表によりB階層又はC階層1~5と認定された世帯(世帯の市町村民税額所得割額が77,101円未満に限る)であって、ひとり親世帯(事実婚を除く)や在宅障害児(者)のいる世帯等は、届出により利用者負担額が軽減される場合があります(P.12参照)。

### 2 多子世帯の利用者負担額の軽減制度

同一世帯において認可保育園、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、特別支援学校幼稚部に通園、又は児童発達支援、医療型児童発達支援を利用し、もしくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所している就学前の児童が同時に2人以上いる場合で、年齢の高い順から数えて2人目以降の児童が施設を利用しているときは、第2子について利用者負担額表の( )内の金額、第3子以降は無料となります。また、世帯の市町村民税額等が一定条件に当てはまる場合にも軽減される場合が

あります（P.12参照）。なお、認可保育園、認定こども園、市立幼稚園及びあけぼの幼稚園、地域型保育事業所以外について通園又は利用している場合のみ届出が必要となります。

### 3 その他、岡山市が実施している利用者負担額の減免制度

失業等による所得の減少（自己都合による退職、転職などに伴う所得の減少の場合は除く）、世帯収入に対する医療費の過大な支出又は災害等、保護者の方にとって真にやむを得ない事由により利用者負担額の納付が困難な場合や、税法上の寡婦控除が適用されないひとり親の方に対して寡婦控除を適用して再計算する取扱い等があり、一定の要件に当てはまれば、申請により利用者負担額が減免される場合があります。

## 12 障害児保育拠点園について

「保育の必要性」の事由が認定される場合（P. 3参照）であって、かつ心身に障害がある児童に対して、障害児保育を行っています。利用申込の前に、**希望される園に児童同伴での見学をお勧めします。**

- 障害児保育拠点園は以下のとおりです。

公立認可保育園	三門・緑・旭東・宇野・西大寺・興除東・南輝
私立認可保育園	第二すみれ・かわい
市立認定こども園	岡南・灘崎

※ 拠点園の利用を希望する場合は、利用申込に加えて別途、手続きが必要となります。

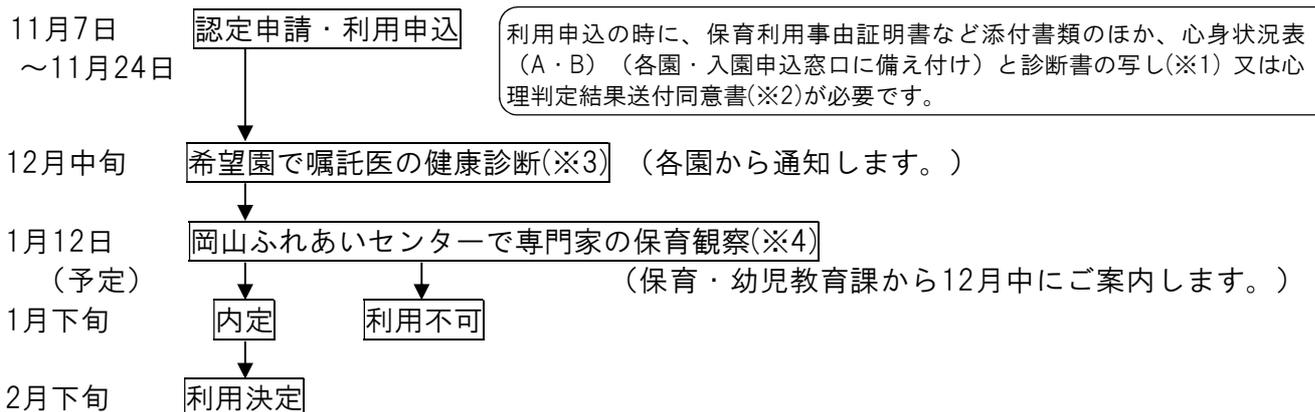
- 障害児保育拠点園と一般園の違い

	障害児保育拠点園	一般園
対象児	障害の程度が軽・中程度で集団保育が可能な児童	
障害児拠点枠	・ 3歳以上児の定員は、10人以内※ ・ 3歳未満児の定員は、園の定員の3パーセント以内	・ 特に枠は設けていませんが、園の実情により考慮します。
保育形態	・ 3歳以上児は、専用の保育室を有効に使いながら個々に応じた保育を行います。 ・ 3歳未満児は、同年齢クラスでの保育を行います。	・ 基本的に同年齢クラスで保育します。 ・ 障害の程度により、年齢の近いクラスで保育する場合があります。

※ 認定こども園の1号認定（教育利用）の定員は2人です。

- 障害児保育拠点園の利用を希望する場合のスケジュール（P.4～P.5もご覧ください。）

#### 1 平成29年4月1日から、拠点園の利用を希望する場合



※1 診断書の写しについて

利用申込の前、6か月以内に出された診断書の写しが必要となります。

※2 心理判定結果送付同意書について

こども総合相談所で6か月以内に心理判定を受けたことがあり、又はこれから受ける場合に、判定結果を保育・幼児教育課にいただくため必要となります。

※3 健康診断について

希望園の嘱託医(小児科医又は内科医)が、園での集団保育に支障が無いかどうかを診ます。

※4 保育観察について

専門家が、拠点園の利用が適切かどうかをそれぞれの立場から診ます。その後、定員状況等と併せて総合的に判断し、利用の可否を決定します。

- 2 年度途中（5月以降）から、拠点園の利用を希望する場合  
定員に空きがある場合に限り、受入が可能です。申込の後、前頁の流れに準じて同様の手続き（健康診断、保育観察等）をしていただき、入園の利用調整を経て、利用の可否を決定します。
- 一般園（その他認可保育園、認定こども園）の利用について
    - ・ 一般園でも障害児の受け入れをしています。通常の提出書類のほか、心身状況表（A・B）や診断書等の写しを別途提出していただくことがあります。
  - 注意事項
    - ・ 手続きやスケジュールなど一般的事項は通常の認定申請・利用申込の場合と共通なので、このガイドの内容をご確認ください。
    - ・ 利用希望時期や定員により園の利用が困難な場合もあります。
    - ・ 詳しくは保育・幼児教育課指導係、就園管理課又は保育施設等にご相談ください。

## 13 広域利用について

「保育の必要性」の事由が認定される場合（P. 3参照）であって、かつ、次のいずれかに該当する場合は、他市区町村の保育施設等への利用申込が可能な場合があります。

- (1) 保護者のいずれかが、希望施設の所在する市区町村へ通勤・通学する場合
  - (2) 保護者が出産のため、一時的に希望施設の所在する市区町村へ里帰りする場合
- ・ 上記(1)又は(2)に該当する場合であっても、広域利用を実施していない、利用可能な施設に限られているなど、広域利用の実施状況等は市区町村によって異なりますので、あらかじめご希望の保育施設等がある市区町村及び岡山市にご確認ください。
  - ・ 希望する保育施設等の利用者が定員に達しており、受入ができない場合は利用できません。
  - ・ 希望施設の所在する市区町村が広域利用を実施しており利用申込が可能な場合は、岡山市の利用申込書に必要書類を添えて、就園管理課へお申し込みください。就園管理課で審査をした上で、市区町村間で協議を行い、利用の可否について判断します。
  - ・ 利用申込の締切期日等は、市区町村によって異なりますのでよくご確認ください。
  - ・ 岡山市の保育施設等をご利用中の場合、他市区町村の保育施設等のご利用が開始する際には、岡山市の保育施設等は退園となります。
  - ・ 岡山市以外の方が、岡山市内の保育施設等の広域利用をご希望される場合は、就園管理課までお問い合わせください。

## 14 地域子ども・子育て支援事業について

子ども・子育て支援新制度に位置づけられた「地域子ども・子育て支援事業」には、保育利用に関係する事業として以下1～5があります。

### 1 利用者支援事業

子育て家庭のニーズを把握し、認可保育園や幼稚園等の利用に関して、情報収集・提供、相談など、利用者への支援を行っています。それらに関する情報や利用手続きなどの相談がある場合は、就園管理課、各福祉事務所に配置されている利用者支援員にご相談ください。

### 2 延長保育事業

保護者の就労時間等の事情により保育時間の延長が必要な場合、時間を延長して保育を実施している施設があります。利用される場合は、通常の利用者負担額のほかに延長保育料が必要です。「保育標準時間」の方と「保育短時間」の方では、延長時間・料金が異なりますので、ご注意ください。

なお、利用料金・延長時間は各施設においてそれぞれ設定されていますので、各実施施設にお問い合わせください。実施施設は「保育施設等一覧」（P.22～P.25参照）をご覧ください。

### 3 一時預かり事業

市内に居住し、一時的に家庭での保育が困難になった就学前児童であって、次のいずれかの場合、児童をお預かりします。利用方法・料金については、実施施設にお問い合わせください。実施施設は「保育施設等一覧」（P.22～P.25参照）をご覧ください。

- (1) 保護者のパート就労・就学等により、原則として平均週3日以内で家庭における保育が困難な場合。
- (2) 保護者の病気・出産・介護や冠婚葬祭等の理由により、緊急・一時的に家庭での保育が困難な場合。
- (3) 保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消するなどの私的理由により、一時的に保育が必要となる場合。
- (4) 障害児や児童数の減少した地域の児童を体験的に入園させ、集団保育をするため等により、保育を必要とする場合。

### 4 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

育児不安などについての相談・指導（面接・電話）、育児通信の発行、園庭の開放、育児講座、その他各施設の特色を生かした事業を行い、子育てを支援します。実施施設は「保育施設等一覧」（P.22～P.25参照）をご覧ください。

### 5 病児保育事業

病気や病気の回復期にある児童（病児・病後児）の一時預かりを行うことによって、保護者の子育てと就労の両立を支援します。市内に居住し、病気の「回復期」にあるために集団保育が難しい児童や、回復期に至らないが当面症状の急変が認められない児童で、保護者の勤務の都合、疾病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事情によって、家庭で育児ができない乳児・幼児又は小学校に就学している児童を対象としています。

- ・ 実施施設により開所日、受入対象年齢等が異なりますので、ご注意ください。
- ・ 利用できる症状は、感冒、消化不良症（多症候性下痢）など児童が日常罹患する疾病や、麻疹、水痘、風疹などの感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び熱傷などの外傷性疾患などです。
- ・ 年度ごとに登録申込が必要です。
- ・ 年度内に初めて利用する前に登録申込するか、初めて利用するときに同時に登録申込をしてください。登録申込書・利用申込書は、実施施設、各福祉事務所・支所、保育・幼児教育課にあります。
- ・ 利用料金は、1人1日当たり2,500円です。料金は、実施施設に直接お支払いください。なお、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯の方は、申請により減額する制度があります。減額申請書は、実施施設と保育・幼児教育課にありますので、お問い合わせください。なお、利用後、さかのぼっての減額申請はできませんので、あらかじめご了承ください。

#### 【実施施設】

施設名	所在地	電話番号
青木内科小児科医院内 山陽ちびっこ療育園	〒701-0204 岡山市南区大福281-5	281-2277
藪内小児科医院内 病児保育室みらい	〒703-8205 岡山市中区中井一丁目5-2	275-5036
表町ファミリークリニック内 病児保育ルームドレミ	〒700-0822 岡山市北区表町3-10-71	222-4939
黒田医院内 うらら病児保育園	〒700-0935 岡山市北区神田町2-8-35	233-3531
撫川クリニック内 チャイルド・ケア ハーモニイ	〒701-0164 岡山市北区撫川1470	292-8133





### 保育利用事由証明書（申立書）

【この用紙は保護者1人につき1枚使用してください】

**3 内職している人【業者へ納品している場合】** ※申告内容を記入の上、事業所で証明を  
していただきます。

仕事の内容 **自動車部品組み立て**

仕事をすする場所 **岡山市北区護国町1-1-1**

仕事を始めた時期 **平成22年10月1日から**

上記のとおり相違ないことを申告します。  
平成\*\*年\*\*月\*\*日

申告者氏名 **岡山百子** (印) (母)

単価	100円	(数量 500個)	前々月分支給総額等	50000円	(数量 500個)	50000円
----	------	-----------	-----------	--------	-----------	--------

上記のとおり証明します。  
平成\*\*年\*\*月\*\*日

事業所所在地 **岡山市北区XXXX** 画 (XXXX-XXXX)

事業所名 **株式会社OKAYAMA**

代表者名 **代表取締役 ΔΔΔΔ** (印)

※ この証明書は証明年月日の記入がない場合及び、代表者印のない場合は無効です。

### 保育利用事由証明書（申立書）

【この用紙は保護者1人につき1枚使用してください】

法定の休憩時間を除いた、所定労働時間を記入してください。 ※労働時間が必要ですので、必ず記入してください。  
※申告内容を記入の上、事業所で証明を  
していただきます。

作業時間・日数 **午前・後 時 分** ※労働時間が必要ですので、必ず記入してください。  
1日あたり平均作業時間 ※就業の休憩時間は含まれません。

1週あたり平均作業日数 **( 625 ) 時間** ①  
1か月あたり平均作業日数 **( 4 ) 日 × 4週 = ( 16 ) 日** ②

1か月あたり平均作業時間 **[0] × ② ( 100 ) 時間**

1週間あたり平均作業時間 約 時間 分 秒

上記のとおり相違ないことを申告します。  
平成\*\*年\*\*月\*\*日

申告者氏名 **岡山百子** (印) (母)

単価	円	(数量 個)	前々月分支給総額等	円	(数量 個)	円
----	---	--------	-----------	---	--------	---

上記のとおり証明します。  
平成\*\*年\*\*月\*\*日

事業所所在地 **画 ( -- )**

事業所名

代表者名 **印**

※ この証明書は証明年月日の記入がない場合及び、代表者印のない場合は無効です。

### 4 出産・病氣・障害・介護（看護）の人

※ 病気の人は、別紙の『疾病負債証明書』に医師の証明を受け、この申立書に添付してください。

出産する人・病氣・障害の人・介護（看護）を受け人の氏名等 **岡山百子** (児童との続柄 **母**) (印) (母)

通院頻度 **入院の期間** 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 入院予定

通院 回/週 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 出産予定

介護・看護の状況 ※労働上必要ですので、必ず記入してください。  
午前・後 時 分から午前・後 時 分まで

1日あたり平均介護・看護時間 ( ) 時間 ……① ※継続に準じて、休憩時間は除きます。  
1週間あたり平均介護・看護日数 ( ) 日 × 4週 = 1か月あたり平均介護・看護日数 ( ) 日 ……②  
1か月あたり平均介護・看護時間 [0] × ② ( ) 時間

上記のとおり相違ないことを申し立てます。  
平成 年 月 日 申立者氏名 **岡山百子** (印) (母)

◎病氣以外の人は、次のいずれかの書類をこの申立書に添付してください。

- 提出される際には、必ず施設・事業所名、児童名、生年月日を必ず記入してください。
- 精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の写し
- 介護保険被保険者証の写し 4 民生委員の連絡書等 (民生委員の連絡書等は、介護・看護の場合に限ります)

※ 児童が利用申込みする場合は、児童の施設等を利用する旨を記入してください。ただし、別施設の場合は別記してください。

※ 修正液、修正テープ、証明書以外の印による訂正は無効です。

**児童名等記入欄**

※ この書類を記入欄に提出する際には、(希望)施設・事業所名、児童名、生年月日を必ず記入してください。  
(希望)施設・事業所名 **だいく保育園** 児童名 **岡山 桃太郎** (平成\*\*年\*\*月\*\*日 生)

※担当者記入欄 児童番号

### 4 出産・病氣・障害・介護（看護）の人

※ 病気の人は、別紙の『疾病負債証明書』に医師の証明を受け、この申立書に添付してください。

出産する人・病氣・障害の人・介護（看護）を受け人の氏名等 **岡山百子** (児童との続柄 **母**) (印) (母)

通院頻度 **入院の期間** 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 入院予定

通院 回/週 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 出産予定

介護・看護の状況 ※労働上必要ですので、必ず記入してください。  
午前・後 時 分から午前・後 時 分まで

1日あたり平均介護・看護時間 ( ) 時間 ……① ※継続に準じて、休憩時間は除きます。  
1週間あたり平均介護・看護日数 ( ) 日 × 4週 = 1か月あたり平均介護・看護日数 ( ) 日 ……②  
1か月あたり平均介護・看護時間 [0] × ② ( ) 時間

上記のとおり相違ないことを申し立てます。  
平成 年 月 日 申立者氏名 **岡山百子** (印) (母)

◎病氣以外の人は、次のいずれかの書類をこの申立書に添付してください。

- 母子手帳 (母子健康手帳) の写し 2 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の写し
- 介護保険被保険者証の写し 4 民生委員の連絡書等 (民生委員の連絡書等は、介護・看護の場合に限ります)

※ 児童が利用申込みする場合は、児童の施設等を利用する旨を記入してください。ただし、別施設の場合は別記してください。

※ 修正液、修正テープ、証明書以外の印による訂正は無効です。

**児童名等記入欄**

※ この書類を記入欄に提出する際には、(希望)施設・事業所名、児童名、生年月日を必ず記入してください。  
(希望)施設・事業所名 **だいく保育園** 児童名 **岡山 桃太郎** (平成\*\*年\*\*月\*\*日 生)

※担当者記入欄 児童番号

疾病負傷証明書

患者氏名 (S**年**月**日**日生)	岡山 百子	傷病名	□□□症
診療 開始 期間	H**年**月**日から H**年**月**日まで	期間	か月間
入院 外	院内	年	月
終了予定	H**年**月**日まで	日	

該当するものを運んでどれか一つを○で囲んでください。

1 1か月以上の入院もしくは入院見込み、常時臥床を要するもの

2 安静を要するもの、又は日常生活に支障があり、家庭での保育が困難であると見込まれるもの

3 1か月以上、週3日程度の通院加療等が必要であり、家庭での保育に支障があると見込まれるもの

4 疾病・負傷による日常生活への影響は軽微で、家庭での保育が可能であると見込まれるもの

医師証明欄

上記のとおり認めます。

平成\*\*年\*\*月\*\*日

所在地 岡山市中区×××

医療機関名 ○○○クリニック

担当医師 ○○○○

印

※ この証明書は証明年月日の記入がない場合は無効です。

医療機関で証明を受けて、保育利用事由証明書に添付してください。

※ 医療機関の方へ  
この証明書は保育利用の認定・利用調整の審査資料となりますので、漏れなくご記入いただきますようお願いいたします。

※ 保護者の方へ  
この書類を入園事務窓口又は施設・事業所へ提出する際には、(希望)施設・事業所名、児童名、生年月日を必ず記入してください。

(希望)施設・事業所名 だいく保育園 フリガナ 岡山 株式会社 (平成\*\*年\*\*月\*\*日生)

児童名 岡山 株式会社 フリガナ 岡山 株式会社 (平成\*\*年\*\*月\*\*日生)

※担当者記入欄 児童番号

(注意事項)

- この用紙は、疾病等のため保育が必要であることを理由に、保育利用を申し込まれる際に、その証明として添付していただくためのものです。
- 医療機関の証明の内容によっては、保育利用の要件に該当しないことがあります。(証明欄の「症状」4の場合には非該当)
- 証明を取得する際に医療機関で料金が必要な場合は、個人の負担となります。

申立書

【この用紙は保護者1人につき1枚使用してください】

岡山市長 様

保育を必要とする理由及び保育利用に関し必要な事項を下記に申し立てます。

平成\*\*年\*\*月\*\*日

申請者氏名 岡山 百子 (母)

続柄 (母)

保育を必要とする理由等

求職中などでの申込みの際には、この申立書に家庭で保育できない理由を記入してください。

《例文》

- ・求職中のため、日中家庭での保育ができません。
- ・〇月〇日に(株)×××を自己都合により退職し、現在は求職活動中です。

提出される際には、必ず施設・事業所名、児童名、生年月日を記入してください。

※兄弟姉妹が利用申込みする場合、兄・姉の施設名等も記入してください。

ただし、別施設の場合は列記してください。

※ 日付の記入のないものは無効です。

この書類を入園事務窓口又は施設・事業所へ提出する際には、(希望)施設・事業所名、児童名、生年月日を必ず記入してください。

(希望)施設・事業所名 だいく保育園 フリガナ 岡山 株式会社 (平成\*\*年\*\*月\*\*日生)

児童名 岡山 株式会社 フリガナ 岡山 株式会社 (平成\*\*年\*\*月\*\*日生)

※担当者記入欄 児童番号

# 18 保育施設等一覧

平成28年11月1日現在

福：社会福祉法人、宗：宗教法人、一社：一般社団法人、一財：一般財団法人、学：学校法人

- この表は、平成28年11月1日現在での、平成29年4月1日からの予定です。内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 利用を希望される場合は、教育・保育内容や諸経費などについて、施設に詳細をよくご確認ください。  
また、できる限り見学に行くようにしてください。
- 新設施設・事業では、利用申込者の年齢構成等により利用定員分の受入ができない場合がありますので、ご了承ください。
- 特に記載のない場合、対象年齢は記載している年齢（月齢）から就学前までとなります。
- 送迎用駐車場の詳細については、各施設にお問い合わせください。（○：あり、×：なし、空欄：その他）
- 障害のある児童の受け入れについては、各施設にお問い合わせください。
- 備考欄に「拠点園」とある施設は、障害児保育拠点園です。拠点園については、ガイドP.15～P.16をご覧ください。

## ■ 保育園

- ・ 建部保育園、御南保育園（本園のみ。分園は引き続き「御南第二保育園」として運営します。）、城東チャイルドセンターは平成29年4月1日から認定こども園に移行する予定です。お問い合わせ等は認定こども園の一覧をご覧ください。
- ・ 弓之町乳児保育園は平成29年4月1日から「弓之町保育園」となり、対象年齢も43日から就学前までとなります。
- ・ 地域子育て支援センターに該当しない施設においても、園庭開放などの未就園児対象の子育て支援に取り組んでいる場合があります。

区	施設名	経営主体	利用定員(人)	郵便番号	所在地	電話(086)	対象年齢	保育時間		延長保育	一時預かり	休日保育	支援センター	送迎用駐車場	備考	
								うち保育短時間								
北 区	清輝保育園	市立	120	700-0863	新道47-5	223-4017	6か月～	7:30～18:00	8:30～16:30	19:00まで					×	
	鹿田保育園	市立	180	700-0912	大供表町8-29	222-7518	6か月～	7:30～18:00	8:30～16:30	19:00まで						
	津島保育園	市立	90	700-0081	津島東1丁目4-3	252-5782	6か月～	7:30～18:00	8:30～16:30						○	
	南方保育園	市立	250	700-0807	南方1丁目3-30	222-2182	6か月～	7:30～18:00	8:30～16:30	19:00まで	○		○	○		
	牟佐保育園	市立	90	701-2141	牟佐822-2	229-3130	6か月～	7:30～18:00	8:30～16:30						×	
	三門保育園	市立	128	700-0054	下伊福西町5-60	252-1509	6か月～	7:30～18:00	8:30～16:30							拠点園
	巖井保育園	市立	120	700-0047	関西町11-8	254-1160	3か月～	7:30～18:00	8:30～16:30							○
	弘西保育園	福)なかよし会	90	700-0817	弓之町9-2	222-8490	3か月～	7:00～18:00	8:00～16:00	19:00まで	○					×
	牧石保育園	福)柏葉会	45	701-2142	玉柏2203-1	228-0631	6か月～	7:30～18:00	8:30～16:30		○					×
	からたち保育園	福)岡山清風会	150	700-0934	奥田南町1-18	224-7369	3か月～	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00まで						○
	たちばな上中野保育園	福)立正会	180	700-0972	上中野2丁目3-10	241-0378	5か月～	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00まで						○
	弓之町保育園 (旧弓之町乳児保育園)	福)ひまわり会	100	700-0817	弓之町8-2	222-7583	4 3日～	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00まで	○					○
	富田保育園	福)広和会	120	700-0936	富田74	223-0872	3か月～	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00まで						○
	蓮昌寺保育園	福)あおい福祉会	100	700-0825	田町1丁目4-12	222-4580	5か月～	7:20～18:00	8:30～16:30	20:20まで	○	○				○
	順正保育園	福)順正福祉会	70	700-0003	半田町8-2	228-1507	3か月～	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00まで	○					○
	なかよし保育園	福)なかよし会	180	700-0033	島田本町1丁目4-41	255-4134	3か月～	7:00～18:00	8:00～16:00	19:00まで	○		○	○		
	宝島保育園	福)笹ヶ瀬福祉会	90	700-0961	北長瀬本町27-2	254-6888	6か月～	7:00～18:00	8:30～16:30	18:30まで						○
	みかど貴ッズ保育園	福)岡山愛育会	90	700-0044	三門西町7-8	252-9936	4 3日～	7:00～18:00	8:30～16:30	20:00まで	○					○
	深抵保育園	福)淳厚会	150	700-0821	中山下2丁目7-45	234-4150	5か月～	7:00～18:00	9:00～17:00	22:00まで	○	○	○	○		
	共生保育園	一社)共生会	120	700-0903	幸町10-40	803-3232	6か月～	7:00～18:00	9:00～17:00	22:00まで	○	○				○
	橘今保育園	福)橘会	180	700-0975	今3丁目2-9	241-2722	5か月～	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00まで						○
	吉備保育園	福)吉備福祉会	150	701-0151	平野1071-1	293-7575	6か月～	7:00～18:00	8:30～16:30	18:30まで	○		○	○		
	第二吉備保育園	福)吉備福祉会	100	701-0153	庭瀬1032-1	293-7777	6か月～	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00まで						○
	ふたば保育園	福)宮川福祉会	90	700-0952	平田122-102	805-1313	6か月～	7:00～18:00	8:30～16:30	18:30まで			○	○		
	御南第二保育園 (旧御南保育園(分園))	福)橘会	40	700-0951	田中165-103	244-6111	5か月～	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00まで						○
	第三吉備保育園	福)吉備福祉会	120	701-0135	東花尻121-1	293-5757	5か月～	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00まで	○					○
	ならの木保育園	福)東光会	90	700-0964	中仙道1丁目7-28	242-3400	5か月～	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00まで						○
	第二宝島保育園	福)笹ヶ瀬福祉会	90	700-0973	下中野1222-4	239-9100	6か月～	7:00～18:00	8:30～16:30	18:30まで						○
	こじか保育園	福)宮川福祉会	120	700-0911	大供本町715-5	226-2071	6か月～	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00まで						○
	(仮称)みのりの木保育園	福)岡山愛育会	90	700-0065	野殿東町(番地未定)	※1	4 3日～	7:00～18:00	8:30～16:30	20:00まで	○					○
伊島保育園	市立	70	700-0016	伊島町2丁目13-35	252-0479	6か月～	7:30～18:00	8:30～16:30	19:00まで							
緑保育園	市立	98	701-1211	一宮125	284-0267	6か月～	7:30～18:00	8:30～16:30	19:00まで						○ 拠点園	
野谷保育園	市立	60	701-1144	栢谷1724-3	294-3610	6か月～	7:30～18:00	8:30～16:30							○	
横井保育園	市立	70	701-1145	横井上190-1	294-2112	6か月～	7:30～18:00	8:30～16:30								
富原保育園	市立	60	701-1153	富原1148	254-1871	6か月～	7:30～18:00	8:30～16:30							○	
庄内保育園	市立	110	701-1353	三手233-1	287-2392	6か月～	7:30～18:00	8:30～16:30	19:00まで						○	
吉備津保育園	市立	60	701-1341	吉備津276-2	287-5241	6か月～	7:30～18:00	8:30～16:30								
大井保育園	市立	65	701-1462	大井407-1	295-0268	6か月～	7:30～18:00	8:30～16:30								

※1 (仮称)みのりの木保育園は、平成29年4月1日の開園を予定しています。開園準備が整うまでは、みかど貴ッズ保育園Tel252-9936へお問い合わせください。

区	施設名	経営主体	利用定員(人)	郵便番号	所在地	電話(086)	対象年齢	保育時間		延長保育	一時預かり	休日保育	支援センター	送迎用駐車場	備考	
									うち保育短時間							
北区	あゆみ保育園	福)あゆみ会	90	700-0086	津島西坂2丁目9-36	254-2714	4 3日~	7:00 ~ 18:00	9:00 ~ 17:00	19:00 まで					○	
	第二白ゆり保育園	福)白ゆり会	120	701-1202	椿津881-2	284-5224	3 か月~	7:00 ~ 18:00	8:45 ~ 16:45	19:00 まで	○				○	
	第二すみれ保育園	福)総社福祉会	120	701-1464	下足守1545-1	295-2000	3 か月~	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	19:00 まで	○		○	○	拠点園	
	さくら保育園	福)さくら福祉会	100	701-1145	横井上1556-4	294-3065	2 か月~	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	19:00 まで	○				○	
	第二さくら保育園	福)さくら福祉会	80	701-1153	富原3700-1	253-1900	2 か月~	7:00 ~ 18:00	8:45 ~ 16:45	19:00 まで	○				○	
	もみの木保育園	福)子育てサポートもみの木	75	701-1345	新庄上1357	259-0670	2 か月~	7:15 ~ 18:15	8:15 ~ 16:15	19:15 まで					○	
	(仮称) 第四ひかり保育園	福) 双葉会	90	701-1212	尾上754-1	※2	4 3日~	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	19:00 まで	○				○	
	(仮称) ポエム保育園おかやま	福)愛あい会	119	701-1202	椿津505-1	※3	6 か月~	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	19:00 まで					○	
	御津南保育園	市立	70	709-2112	御津国ヶ原1024	724-2144	11か月~	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	19:00 まで					○	
	宇垣保育園	市立	45	709-2121	御津宇垣1889	724-2252	11か月~	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30							
	福渡保育園	市立	45	709-3112	建部町川口1526-1	722-0172	11か月~	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30						○	
	福渡第二保育園	市立	30	709-3111	建部町福渡485-1	722-0833	11か月~	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30						○	
	竹枝保育園	市立	30	709-3123	建部町土師方343-1	722-0837	11か月~	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30						○	

※2 (仮称) 第四ひかり保育園は、平成29年4月1日の開園を予定しています。開園準備が整うまでは、ひかり保育園(総社市)Tel0866-92-4889へお問い合わせください。

※3 (仮称) ポエム保育園おかやまは、平成29年4月1日の開園を予定しています。開園準備が整うまでは、社会福祉法人 愛あい会Tel284-1237へお問い合わせください。

区	施設名	経営主体	利用定員(人)	郵便番号	所在地	電話(086)	対象年齢	保育時間		延長保育	一時預かり	休日保育	支援センター	送迎用駐車場	備考	
									うち保育短時間							
中区	旭東保育園	市立	128	703-8284	網浜785	272-0771	6 か月~	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30					○	拠点園	
	宇野保育園	市立	120	703-8258	西川原351-12	272-2472	6 か月~	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	19:00 まで				○	拠点園	
	平井保育園	市立	120	703-8282	平井5丁目2-25	271-0066	6 か月~	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	19:00 まで				○		
	高島保育園	市立	180	703-8242	高島1丁目5-7	275-1266	6 か月~	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	19:00 まで				○		
	財田保育園	市立	120	703-8221	長岡101-13	279-1466	6 か月~	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	19:00 まで						
	浜保育園	市立	120	703-8256	浜1丁目14-4	272-3841	6 か月~	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	19:00 まで					○	
	乙多見保育園	市立	80	703-8228	乙多見334-2	278-2761	6 か月~	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30							
	神下保育園	市立	70	703-8225	神下525	279-3574	6 か月~	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30							
	岡山博愛会保育園	福)岡山博愛会	60	703-8295	御幸町1-25	272-0160	5 か月~	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	19:00 まで	○				×	
	三友保育園	宗)三友寺	145	703-8275	門田屋敷1丁目9-31	272-1786	6 か月~	7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	19:00 まで					○	
	岡山協立保育園	福)にじのご福祉会	120	703-8285	桜橋3丁目1-51	272-4111	5 7日~	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	19:00 まで	○				○	
	高島第一保育園	福)岡山愛育会	260	703-8205	中井4丁目21-19	275-1755	4 3日~	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	20:00 まで	○		○	○		
	富山保育園	福)富川福祉会	90	703-8262	福泊138-2	277-7662	6 か月~	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	18:30 まで				○	○	
	白菊保育園	福)操陽会	200	703-8266	湊296-1	277-7609	5 か月~	7:00 ~ 18:00	9:00 ~ 17:00	19:00 まで	○					
	竜之口保育園	福)岡山幸風会	120	703-8203	国府市場721-2	279-4318	6 か月~	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	19:00 まで					○	
	朝日保育園	福)鳥城会	90	703-8227	兼基247	278-1881	6 か月~	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	19:00 まで					○	
	操南保育園	福)愛光会	180	702-8005	江崎577-1	277-3431	5 か月~	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	19:00 まで					○	
	操南保育園(分園)			702-8005	江崎380-1	277-6660		7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	19:00 まで				○	○	
	旭川保育園	福)旭水会	150	703-8231	赤田88	272-6525	6 か月~	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	18:30 まで	○				○	
	ゆりかご保育園	福)温交会	140	703-8265	倉田688-3	277-8700	5 7日~	7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	20:00 まで	○				○	
ゆりかご保育園(分園)			703-8265	倉田693-5	238-8750	7:30 ~ 18:30		8:30 ~ 16:30	20:00 まで	○				○		
柿の木保育園	福)岡北福祉会	110	703-8234	沢田473	271-5577	4 3日~	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	19:15 まで	○				○		
なのはな保育園	福)旭水会	90	703-8207	祇園364-1	206-2087	6 か月~	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	19:00 まで					○		

区	施設名	経営主体	利用定員(人)	郵便番号	所在地	電話(086)	対象年齢	保育時間		延長保育	一時預かり	休日保育	支援センター	送迎用駐車場	備考	
									うち保育短時間							
東区	西大寺保育園	市立	180	704-8112	西大寺上1丁目1-30	942-2498	6 か月~	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	19:00 まで				○	拠点園	
	豊保育園	市立	80	704-8125	西大寺川口124-2	942-3228	6 か月~	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30					○		
	金岡保育園	市立	90	704-8194	金岡東町1丁目7-19	942-4501	6 か月~	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	19:00 まで						
	可知保育園	市立	70	704-8173	可知4丁目23-5	942-4011	6 か月~	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30					○		
	宿毛保育園	市立	60	704-8133	宿毛623-9	946-1385	6 か月~	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30						×	
	益野保育園	一財)小鳩会	120	704-8173	可知3丁目7-21	942-4382	5 か月~	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	19:00 まで					○	
	くまの子保育園	福)あじさい	150	704-8183	西大寺松崎302-1	942-5958	4 か月~	7:00 ~ 18:00	9:00 ~ 17:00	19:00 まで	○		○	○		
	ちとせ保育園	福)ちとせ交友会	190	704-8175	益野町40	942-6145	2 か月~	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	19:00 まで	○		○			
	桃太郎保育園	福)三晃愛児会	150	709-0611	椿原431-5	297-2271	5 7日~	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	20:00 まで	○				○	
	のぞみ花の子保育園	福)のぞみ会	180	709-0626	中尾192-1	279-5750	6 か月~	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	19:00 まで					○	
	カナダ保育園	福)ちとせ交友会	90	704-8196	金田1127-1	948-2777	2 か月~	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	19:00 まで	○				○	
	たんぼぼ保育園	福)共育会	90	704-8164	光津840-1	948-9377	6 か月~	7:00 ~ 18:00	9:00 ~ 17:00	19:00 まで	○				○	
	万富保育園	市立	120	709-0841	瀬戸町万富639-1	953-1313	6 か月~	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30		○					
	瀬戸桜保育園	福)桜会	120	709-0856	瀬戸町下133	952-0448	6 か月~	7:00 ~ 18:00	9:00 ~ 17:00	19:00 まで	○				○	
	玉井桜保育園	福)桜会	60	709-0863	瀬戸町観音寺509	952-0312	6 か月~	7:00 ~ 18:00	9:00 ~ 17:00	19:00 まで	○				○	
	かたせ桜保育園	福)桜会	110	709-0853	瀬戸町旭ヶ丘2-2-80	952-0044	4 3日~	7:00 ~ 18:00	9:00 ~ 17:00	19:00 まで	○				○	

区	施設名	経営主体	利用 定員 (人)	郵便番号	所在地	電話 (086)	対象 年齢	保育時間		延長 保育	一時 預かり	休日 保育	支援 セン ター	送迎 用駐 車場	備考
									うち保育短時間						
南区	曾根保育園	市立	80	701-0214	曾根170-2	298-3349	6か月～	7:30～18:00	8:30～16:30						○
	興除保育園	市立	120	701-0213	中畦645-11	298-3348	6か月～	7:30～18:00	8:30～16:30						
	東畦保育園	市立	110	701-0211	東畦758-2	282-0608	6か月～	7:30～18:00	8:30～16:30	19:00まで					
	興除東保育園	市立	90	701-0212	内尾440-2	282-0688	6か月～	7:30～18:00	8:30～16:30						拠点園
	都保育園	市立	100	701-0221	藤田349-7	296-2186	6か月～	7:30～18:00	8:30～16:30						○
	錦保育園	市立	150	701-0221	藤田610-11	296-2433	6か月～	7:30～18:00	8:30～16:30	19:00まで					○
	六区保育園	市立	100	701-0221	藤田1729-1	296-2313	6か月～	7:30～18:00	8:30～16:30						○
	妹尾保育園	福)同心会	220	701-0205	妹尾1368-1	282-1106	5か月～	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00まで				○	○
	福田保育園	福)同心会	200	701-0205	妹尾3518	282-2625	5か月～	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00まで					○
	箕島保育園	福)箕島会	120	701-0206	箕島2413-1	282-0823	2か月～	7:00～18:00	9:00～17:00	19:00まで					
	大福保育園	福)東光会	120	701-0204	大福760-2	282-3700	4か月～	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00まで	○		○	○	
	彦崎保育園	市立	150	709-1213	彦崎2570-1	362-1078	6か月～	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00まで	○		○		
	七区保育園	市立	60	709-1202	西七区231	362-0107	11か月～	7:30～18:00	8:30～16:30						○
	紅陽台ちどり保育園	福)岡山千鳥福祉会	250	709-1203	西紅陽台3-1-116	362-2241	6か月～	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00まで					○
	甲浦保育園	市立	110	702-8013	飽浦322-2	267-2051	6か月～	7:30～18:00	8:30～16:30	19:00まで					
	小串保育園	市立	30	702-8016	小串3480	269-2029	6か月～	7:30～18:00	8:30～16:30						
	南輝保育園	市立	140	702-8058	並木町2丁目22-8	262-0922	6か月～	7:30～18:00	8:30～16:30	19:00まで					× 拠点園
	平福保育園	市立	150	702-8042	洲崎3丁目3-23	263-4460	6か月～	7:30～18:00	8:30～16:30	19:00まで					
	しるばら保育園	福)岡山愛児園	90	700-0945	新保417-1	223-7637	5か月～	7:00～18:00	9:00～17:00	19:00まで	○		○	○	
	さつき保育園	福)岡南保育会	150	700-0944	泉田402-3	241-6524	6か月～	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00まで					○
白鳩保育園	福)白鳩福祉会	120	702-8032	福富中2丁目4-1	262-3432	4 3日～	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00まで				○	○	
みどり町保育園	福)みどり会	230	702-8055	築港緑町1丁目1-7	262-3300	3か月～	7:30～18:30	8:30～16:30	19:00まで					○	
かわい保育園	福)淳厚会	210	702-8027	芳泉3丁目4-5	264-8633	5か月～	7:00～18:00	9:00～17:00	19:00まで				○	拠点園	
ちどり保育園	福)岡山千鳥福祉会	270	702-8037	千鳥町7-7	264-5915	6か月～	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00まで					○	
ひばり保育園	福)淳厚会	100	702-8021	福田715-3	259-1154	5か月～	7:00～18:00	9:00～17:00	19:00まで	○				○	
うらす白鳩保育園	福)白鳩福祉会	90	702-8026	浦安本町171-1	261-5566	4 3日～	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00まで	○				○	

## ■ 認定こども園

- 平成29年4月1日から認定こども園として、建部保育園は「(仮称)建部認定こども園」、御南保育園(本園)は「(仮称)御南認定こども園」、城東チャイルドセンターは「(仮称)こども園 城東チャイルドセンター」に移行する予定です。
- 利用定員は、2号・3号の利用定員を記載しています。1号の定員が別途定められていることがあります。該当する施設については、教育利用ガイドをご覧ください。
- 私立認定こども園は、利用料や実費徴収の他に、入園料や施設整備費など徴収する場合があります。また、その他利用に関して各施設において定められているがあるため、必ず施設に直接お問い合わせいただき、詳細をご確認ください。
- 認定こども園では、地域子育て支援センターに該当しない施設においても、園庭開放などの未就園児対象の子育て支援に取り組んでいます。

区	施設名	経営主体	利用 定員 (人)	郵便番号	所在地	電話 (086)	対象 年齢	保育時間		延長 保育	一時 預かり	休日 保育	支援 セン ター	送迎 用駐 車場	備考
									うち保育短時間						
北区	岡南認定こども園	市立	128	700-0851	七日市西町1-14	223-9879	6か月～	7:30～18:00	8:30～16:30	19:00まで					拠点園
	岡北学園	福)岡北福祉会	100	700-0081	津島東2丁目2-20	252-1683	4 3日～	7:00～18:00	8:30～16:30	19:15まで	○		○	○	
	若草幼児舎	福)佳日会	240	700-0031	富町2丁目14-9	254-5111	4 3日～	7:00～18:00	7:00～15:00	19:00まで	○	○		○	
	(仮称)御南認定こども園	福)橋会	130	701-0145	今保247-1	244-6100	5か月～	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00まで	○		○	○	
	中山認定こども園	市立	90	701-1211	一宮638-3	284-0158	6か月～	7:30～18:00	8:30～16:30	19:00まで					○
	認定こども園 白ゆり	福)白ゆり会	180	701-1214	辛川市場321-1	284-4272	3か月～	7:00～18:00	9:00～17:00	19:00まで	○	○	○	○	
	御津金川認定こども園	市立	80	709-2133	御津金川476	724-2250	6か月～	7:30～18:00	8:30～16:30	19:00まで	○			○	○
(仮称)建部認定こども園	市立	80	709-3131	建部町市場330	722-0173	6か月～	7:30～18:00	8:30～16:30	19:00まで					○	
中区	認定こども園 就実こども園	学)就実学園	100	703-8258	西川原15-1	206-2112	6か月～	7:30～18:30	8:00～16:00	19:00まで	○				○
	(仮称)こども園 城東チャイルドセンター	福)ちとせ交友会	100	703-8223	長利194-1	278-8500	2か月～	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00まで	○				○
東区	太伯認定こども園	市立	90	704-8138	神崎町22-1	946-8067	6か月～	7:30～18:00	8:30～16:30	19:00まで					
	めぐみ幼保連携型認定こども園	福)旭東愛児会	120	704-8102	久保408-1	942-5263	5 7日～	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00まで	○				○
	めぐみ第二幼保連携型認定こども園	福)旭東愛児会	30	704-8102	久保411-1	944-4316	6か月～	11:00～22:00	11:30～19:30	7:00から					○
南区	灘崎認定こども園	市立	120	709-1215	片岡188	362-0950	6か月～	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00まで	○				○ 拠点園

## ■ 地域型保育事業

- ・ 地域型保育事業の利用ができるのは、3号認定を受けた満3歳未満の児童です。
- ・ 連携施設（卒園後の受け入れ）が設定されている施設は、3歳到達後、連携施設に入園することができます。  
※連携施設に入園する際、利用者負担額以外の費用が発生する場合があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

### ○小規模保育事業所

区	施設名	経営主体	利用定員(人)	郵便番号	所在地	電話(086)	対象年齢	保育時間		延長保育	一時預かり	休日保育	送迎駐車場	連携施設
									うち保育短時間					
北区	ソラ小規模保育園おかやま	株) 天空	19	700-0952	平田102-108	250-5610	5 4 日～	7:00～18:00	8:00～16:00	20:00 まで		○	○	
	聖さくら第二保育園	個人	19	701-0132	花尻ききょう町6-100	251-3000	6 か月～	7:30～18:30	8:30～16:30	20:00 まで		○	○	ノートルダム清心女子大学附属幼稚園
	どんぐり保育園	福) 東光会	19	700-0975	今7丁目17-7	244-6600	5 か月～	7:00～18:00	8:30～16:30				○	
	白ゆり小規模保育園	福) 白ゆり会	19	700-0013	伊福町2丁目30-1	238-0520	3 か月～	7:00～18:00	9:00～17:00				○	認定こども園白ゆり第二白ゆり保育園
	(仮称) つしまおひさま保育園	学) 大森学園	19	700-0085	津島南1丁目1-9	※	満1歳～	7:30～18:30	9:00～17:00				○	つしま幼稚園

※ (仮称) つしまおひさま保育園は、平成29年4月1日に開園を予定しています。  
開園準備が整うまでは、つしま幼稚園 (Tel 252-0171) へお問い合わせください。

### ○事業所内保育事業所

- ・ 利用定員は、従業員枠を含めた事業所全体の利用定員と、地域枠の利用定員(カッコ内)を記載しています。  
利用申込の対象となるのは、地域枠の利用定員のみです。

区	施設名	経営主体	利用定員(人)	郵便番号	所在地	電話(086)	対象年齢	保育時間		延長保育	一時預かり	休日保育	送迎駐車場	連携施設
									うち保育短時間					
北区	ぶちあんじゅ	福) 福寿会	18 (6)	701-0151	平野857-4	903-3370	5 7 日～	8:00～19:00	9:00～17:00				○	
	たかまつすくすく保育園	福) 義風会	39 (13)	701-1334	高松原古才594-1	287-2660	6 か月～	7:30～18:30	8:30～16:30	7:00 から 20:30 まで			○	
南区	ほほえみ保育園	医) 自由会	19 (5)	701-0211	東畦651-19	282-9309	2 か月～	7:45～18:45	9:00～17:00				○	紅陽台ちどり保育園

# 19 認可外保育施設一覧

平成28年11月1日現在

認定こども園や保育園などのほかにも、個別の契約により児童をお預かりし、保育している施設があります。

- これらの施設については、支給認定の申請は不要です。
- この一覧に記載されている認可外保育施設は、平成28年11月1日現在、岡山市に設置の届出があった施設です。
- 記載内容については、各認可外保育施設の届出書の届出事項等に基づいていますが、届出内容に変更等が生じ、実際の運用と記載内容が異なる場合がありますので、利用する前に必ず各施設に確認をしてください。
- 開所時間・休園日について、弾力的に運営している施設があります。

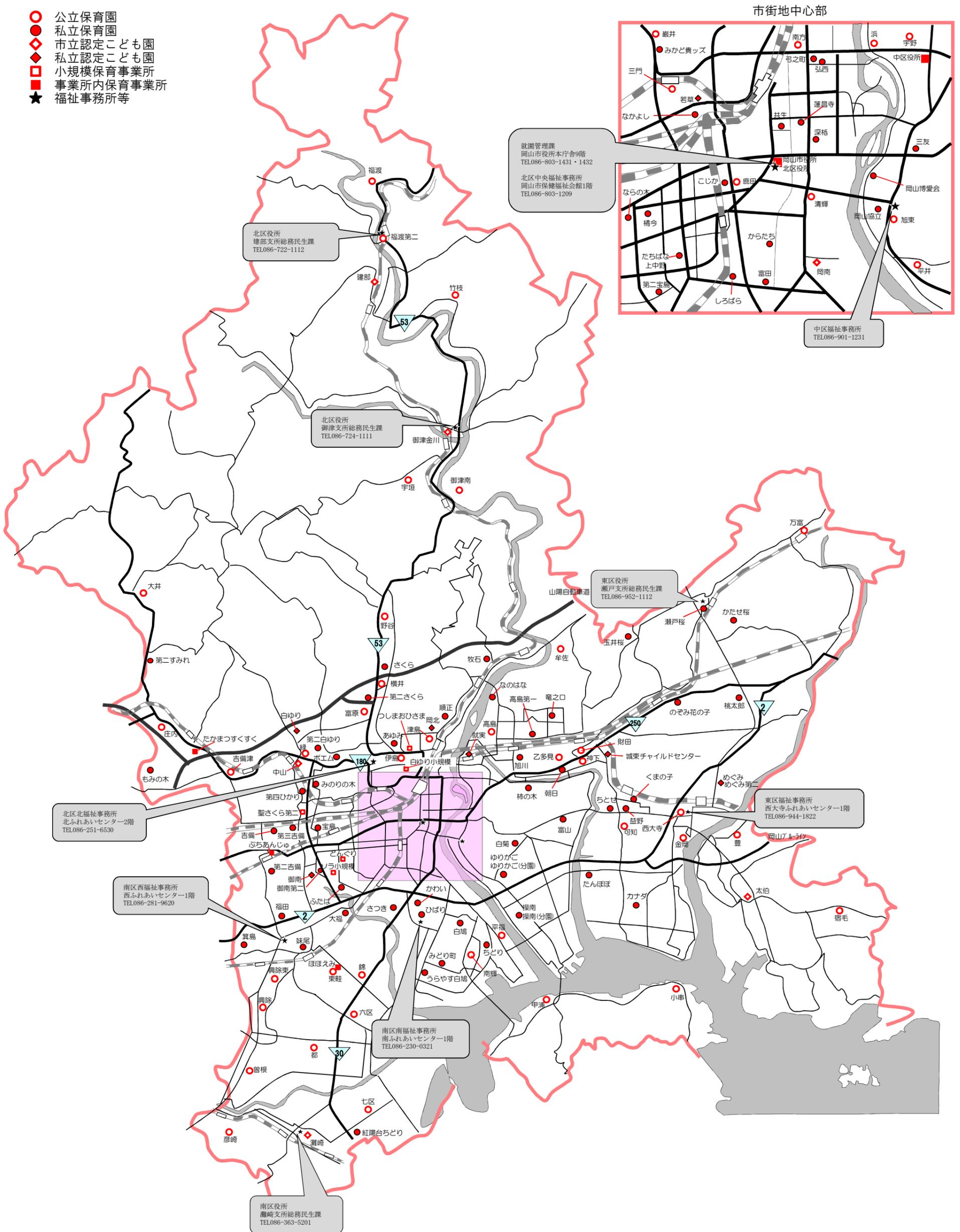
※詳細については、各施設まで直接お問い合わせください。

(区ごとに五十音順)

区	施設名	電話番号 (086)	郵便 番号	所在地	通常開所時間		
					平日	土曜日	日・祝
北 区	アースエイト	242-3318	700-0973	下中野1200-4	9:00~17:00	休園	休園
	あおえ保育園	225-4989	700-0941	青江5-8-39	7:30~18:00	8:00~17:00 (第2・5は休園)	休園
	あおぞら保育園	234-8023	700-0941	青江4-23-1	8:00~翌3:00	8:00~翌3:00	8:00~21:00
	アブロードインターナショナルスクール	221-0144	700-0903	幸町8-21	9:00~15:00	休園	休園
	インターナショナルスクールオブイングリッシュ	251-1160	700-0043	三門中町4-33	9:00~18:00	休園	休園
	岡山聖さくら保育園	255-0095	700-0063	大安寺東町1-3	7:30~18:00	7:30~18:00	7:30~18:00
	学南保育園	254-9571	700-0011	学南町2-5-40	7:30~19:00	7:30~13:00	休園
	きらきら保育園	246-2777	700-0951	田中146-105	7:30~18:00	7:30~18:00	休園
	きらきら第二保育園	244-8013	700-0951	田中124-107	7:30~18:00	7:30~18:00	休園
	クレイン保育園	244-5388	700-0965	西長瀬1203-8	7:30~19:00	7:30~17:30	要予約
	コスモス保育園	293-6226	701-0153	庭瀬228-4	7:30~18:00	休園	休園
	食育こどもえん はぐっこ	284-6307	701-1221	芳賀5113-65	7:30~18:00	7:30~18:00	7:30~18:00
	すこやか保育園	239-0208	701-1212	尾上1318-5	7:00~18:00	7:00~18:00	休園
	ソラ保育園おかやま	242-4811	700-0975	今7-22-19	7:00~22:00	7:00~22:00	7:00~22:00
	チャイルドルームぼっけ	246-0301	700-0971	野田5-15-11	8:00~18:00	一時預かりのみ	一時預かりのみ
	ちゅうりっぷ保育園	223-1011	700-0905	春日町5-31	24時間	24時間	24時間
	土の子保育園	232-0825	700-0941	青江4-4-10	7:30~18:00	7:30~18:00 (第2・4は~13:00)	休園
	なないろ保育園 今保	241-9988	701-0145	今保714-2	8:00~22:00	8:00~22:00	8:00~22:00
	なないろ保育園 岡山	239-9988	700-0975	今1-10-32	8:00~22:00	8:00~22:00	8:00~22:00
	はぐはぐ保育園	241-1189	700-0973	下中野1226-20	7:00~19:00	7:00~19:00	休園
	保育所ちびっこランド岡山西園	805-1472	700-0927	西古松1-37-8	7:30~18:00	7:30~18:00	休園
	保育所つだかなのはなえん	294-7110	701-1145	横井上49-1	7:30~18:00	7:30~18:00	休園
	ポストメイト保育園 イオンモール岡山	206-7115	700-0907	下石井1-2-1	7:45~20:30	7:45~20:30	7:45~20:30
	ポストメイト保育園 ホテルグランヴィア岡山	227-2115	700-0024	駅元町1-5	7:45~19:00	要予約	要予約
	みらい保育園	206-3323	700-0911	大供本町708-6	8:00~18:00	8:00~18:00	8:00~18:00
	わいわい保育園 駅前園	224-0303	700-0902	錦町1-15	24時間	24時間	24時間
わいわい保育園 中山下園	235-4446	700-0821	中山下1-10-10	24時間	24時間	24時間	
中 区	アルファインターナショナルスクール	206-6844	703-8244	藤原西町2-7-44	9:15~14:15	休園	休園
	イングリッシュローズインターナショナルスクール	806-2389	703-8282	平井3-983-1	8:30~14:00	要予約	要予約
	さくら学園	277-9541	703-8262	福泊269	7:30~18:00	8:30~11:30 (第2・4は休園)	休園
	小規模保育園 あかとんぼ	206-2716	703-8221	長岡67-79	7:30~17:30	7:30~17:30	休園
	にこにこ子ども園	206-3619	703-8225	神下127-7	8:00~18:00	8:00~17:00	休園
	ぶらんふらんだあぐへむ	274-4789	703-8266	湊324-3	8:00~17:00	休園	休園
	ぼっぽ保育園	207-6010	703-8243	清水2-534-2	7:00~3:00	7:00~3:00	7:00~3:00
東 区	西大寺キリスト教会附属サムエル幼児園	944-0490	704-8191	西大寺中野543-2	8:30~15:00	休園	休園
	小さなほいくえん もんとと	942-5621	704-8194	金岡東町2-13-32	7:00~19:00	7:00~19:00	休園
	なないろ保育園 西大寺	237-9988	704-8174	松新町206-1	8:00~20:00	8:00~20:00	8:00~20:00
南 区	元気っ子共同保育所	264-1213	702-8033	福富東2-3-26-10	9:30~17:30	休園	休園
	新保おひさま保育園	239-6667	700-0945	新保654-2	7:30~18:00	7:30~18:00	休園
	すくすくランド・ポストメイト保育園	261-4115	702-8056	築港新町1-2-32	7:30~18:00	要予約	休園
	葉紅実保育園	250-3059	702-8032	福富中2-8-22	7:30~17:30	7:30~17:30	7:30~17:30
	ひまわり保育園	244-4152	700-0953	西市453-3	7:30~18:00	7:30~18:00	休園
	保育所わんぱくパーク万倍園	244-6033	700-0955	万倍78-4-102	7:30~18:00	7:30~18:00	休園
	ママが作ったちいさな保育園はぐみ	250-3059	700-0943	新福1-1-30	7:30~17:30	要予約	要予約
	ママが作ったちいさな保育園はぐみ 西市	259-3231	700-0953	西市668-29	7:30~17:30	要予約	要予約
ゆりかご保育園	263-6498	702-8035	福浜町14-28	8:30~16:30	要予約	休園	

## 20 岡山市 保育施設等 位置図 (認可外保育施設除く。)

- 公立保育園
- 私立保育園
- ◇ 市立認定こども園
- ◆ 私立認定こども園
- 小規模保育事業所
- 事業所内保育事業所
- ★ 福祉事務所等



## 21 就園管理課・福祉事務所・支所のお問い合わせ先・位置図

### 北区役所管内

就園管理課  
 (TEL086-803-1431、1432/FAX086-803-1842)  
 〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1  
 北区中央福祉事務所  
 (TEL086-803-1209/FAX086-803-1753)  
 〒700-8546 岡山市北区鹿田町1-1-1



北区北福祉事務所  
 (TEL086-251-6530/FAX086-251-6511)  
 〒700-0071 岡山市北区谷万成2-6-33



御津支所総務民生課  
 (TEL086-724-1111/FAX086-724-1117)  
 〒709-2198 岡山市北区御津金川1020



建部支所総務民生課  
 (TEL086-722-1112/FAX086-722-3903)  
 〒709-3198 岡山市北区建部町福渡489



### 中区役所管内

中区福祉事務所  
 (TEL086-901-1231/FAX086-272-7410)  
 〒703-8566 岡山市中区赤坂本町11-47



## 東区役所管内

東区福祉事務所  
 (TEL086-944-1822/FAX086-944-1833)  
 〒704-8116 岡山市東区西大寺中2-16-33



瀬戸支所総務民生課  
 (TEL086-952-1112/FAX086-952-1126)  
 〒709-0897 岡山市東区瀬戸町瀬戸45



## 南区役所管内

南区西福祉事務所  
 (TEL086-281-9620/FAX086-281-9621)  
 〒701-0205 岡山市南区妹尾880-1



南区南福祉事務所  
 (TEL086-230-0321/FAX086-261-7090)  
 〒702-8021 岡山市南区福田690-1



灘崎支所総務民生課  
 (TEL086-363-5201/FAX086-363-5207)  
 〒709-1215 岡山市南区片岡207

